

第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況に対する意見・評価

令和7年4月14日 第48回基本計画策定・推進専門委員会会議	参考資料1
-----------------------------------	-------

第1 損害回復・経済的支援等への取組						
要望 番号	構成員	意見・評価	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点 案文 検討
1	假谷構成員	民事法律扶助を利用できても償還義務があり、被害者の負担は変わらない。犯罪被害者については、原則償還義務免除されたい。 また、訴訟費用についても同様。	1	法務省	民事法律扶助では、限られた国の財源を用いて困難を抱えた方々を広く支援するため、生活保護受給者等に限って立替金の償還を免除しているところであり、犯罪被害者等を一律に償還免除の対象とすることについては、慎重な検討が必要であると考えられる。 もともと、犯罪被害者等支援弁護士制度では、精神的・身体的被害等により自ら必要な対応を行えず、経済的困難に陥ることにより弁護士等による援助を受けられない場合がある被害者等を類型化して、援助の対象とすることとしており、原則として利用者に対し、弁護士報酬・費用の負担を求めないことを考えている。	
2	假谷構成員	民事法律扶助制度は、原則として、弁護士費用等の立替払いであり、負担軽減とはいっても限度がある結果、刑事損害賠償命令を含め、加害者に対する賠償請求を躊躇する例が少なくない。犯罪被害者等支援弁護士制度の議論にあたっては、犯罪被害者等への負担を求めない制度設計を検討されたい。	1	法務省	犯罪被害者等支援弁護士制度では、原則として利用者に対し、弁護士報酬・費用の負担を求めないことを考えている。ただし、例外的に、利用者が加害者から損害賠償として多額の金銭を受け取った場合等には、一定の費用負担をしていただくことを考えている。	◎
3	假谷構成員	精通弁護士が被害者に預かり金を返還するのに時間がかかる。被害者事案を優先せよ。	2	法務省	弁護士自治との関係から、行政機関が弁護士の活動に対して指示や指導を行うことはできないため、法テラスの民事法律扶助を利用しない場合について対応を行うことは困難であるが、民事法律扶助を利用した場合については、関係規程において、弁護士が相手方から金銭を受領した場合に速やかに法テラスに報告することを求め、原則として立替金等の精算後に被援助者に交付することとしており、引き続き、日本弁護士連合会等と連携を図りつつ、犯罪被害者等が損害賠償金等を適時適切に受け取ることができるよう最大限努めていく。	
4	假谷構成員	周知しているというが、損害賠償命令制度の実数が上がっておらず、利用されていない。実効的な施策を求める。テレビコマーシャル、ウェブ等も含め。	3	法務省	損害賠償命令の申立て件数の推移の理由については、個別の事案ごとに異なるものであると考えられ、法務省としては一概にこれを申し上げることは困難である。 その上で、一般論として申し上げれば、金銭的な賠償については、パンフレットやウェブサイトへの掲載による一般的な制度の周知に加え、個々の事案に応じて、被害者に対して、損害賠償命令制度を始めとする各種制度の概要や手続について説明を実施することが、被害者等の要望に沿ったより効果的な支援につながるものと考えている。 検察当局は、損害賠償命令制度の対象となり得る事案の被害者に対しては、個々の事案に応じて、制度の概要や手続について説明するなどの配慮をしているものと承知している。	◎
5	假谷構成員	刑事損害賠償命令制度は、令和5年の終局件数が282件、令和4年が281件、令和3年が344件と、横ばい又は減少している。他方、被害者参加があった終局件数は、令和5年が1051件、令和4年が1052件、令和3年が1022件であり、過失犯が除かれるとしても利用件数が少なすぎるのは、十分に広報されず、知らされていないからではないか。 (犯罪被害類型別等調査「調査結果速報」p59)には、どのような手続きをとればよいかわからなかったからが32.59%に上っている。)	3	法務省	損害賠償命令の申立て件数の推移の理由については、個別の事案ごとに異なるものであると考えられ、法務省としては一概にこれを申し上げることは困難である。 その上で、一般論として申し上げれば、金銭的な賠償については、パンフレットやウェブサイトへの掲載による一般的な制度の周知に加え、個々の事案に応じて、被害者に対して、損害賠償命令制度を始めとする各種制度の概要や手続について説明を実施することが、被害者等の要望に沿ったより効果的な支援につながるものと考えている。 検察当局は、損害賠償命令制度の対象となり得る事案の被害者に対しては、個々の事案に応じて、制度の概要や手続について説明するなどの配慮をしているものと承知している。	◎
6	假谷構成員	1. 公判記録の閲覧謄写 2. 不起訴記録の弾力的運用 (1) 医療観察事業における鑑定書を含む。説明もしてもらいたい。 (2) 平成20年12月1日の通達で、被害者参加事件でないと、民事賠償以外(事件の内容を知りたい)の理由で閲覧謄写が認められない事案がある。客観的証拠だけが認められている。加害者の言い分等を知りたい。デートDV、ストーカー等被害者参加対象事案以外にも閲覧謄写を求めたい。 (3) 控訴審第1回期日前に、担当検事が控訴趣意書を閲覧・謄写させてくれず、実質的な準備ができなかった事例。 3. 公判記録の閲覧謄写、被害者参加	4	法務省	1 検察当局は、被害者参加の対象となる事件において、被害者や被害者参加弁護士から、公判において検察官が証拠調べ請求をすることとしている証拠の開示を求められたときは、事案の内容、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれの有無・程度等を考慮し、相当でないと認める場合を除き、その証拠の閲覧を認めるなど、弾力的な運用に努めているものと承知している。 さらに、例えば、被害者参加弁護士から証拠の謄写を求められた場合において、謄写を求める理由や対象となる証拠の内容等に鑑みて、謄写の必要性が認められ、かつ、謄写に伴う弊害が認められないときは、検察官が証拠調べ請求をすることとしている証拠の謄写も認める運用をしているものと承知している。 また、法律上、裁判所は、公判において取調べ済みの証拠について、被害者や被害者参加弁護士から、その閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合など、閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、その閲覧又は謄写をさせるものとされており、裁判所において適切に運用されているものと承知している。 2(1) 検察官が公訴を提起しなかった不起訴事件に係る不起訴事件記録の閲覧請求について一般論を御説明すると、不起訴事件記録については、刑事訴訟法第47条により、原則として公にしてはならないものとされており、同条ただし書により「公益上の必要その他の事由」がある場合は、相当と認められる範囲で開示が認められるものとされている。 (御指摘の「医療観察事業における鑑定書を含む。説明もしてもらいたい。」について、) 検察庁においては、不起訴処分に当たって、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請に配慮しながら、被害者やその御遺族の御要望に応じ、不起訴処分の内容やそのような判断をした理由を丁寧に説明し、そのお気持ちにできる限り応えられるよう努めており、その説明の中において、被害者の御希望も踏まえ、御指摘のような鑑定の内容も含めて説明するなどの配慮を行っているものと承知している。 このような説明に加えて、不起訴記録の閲覧請求がある場合には、記録を保存する検察官において、上記刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、関係者の名誉・プライバシーの開示に伴う弊害を考慮しつつ、関係証拠(御指摘の鑑定書を含む)について個別に閲覧を認めるかを検討し、事案に応じた適切な対応を行っているものと承知している。 今後とも、(法令の許す範囲で、)犯罪の被害に遭った方や御遺族の方々の心情等に配慮し、不起訴処分の内容やその理由について適切な説明等に努めていくものと承知している。 2(2) (御指摘の「加害者の言い分などを知りたい。デートDV、ストーカーなど被害者参加対象事案以外にも閲覧謄写を求めたい。」の点については、先ほども申し上げたように、)検察庁においては、不起訴処分に当たって、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請に配慮し、被害者等の御要望に応じ、御指摘の被疑者の供述内容を含む必要な事項について、(口頭で)説明するなどの配慮を行っている。 このような(口頭での)説明に加えて、不起訴記録の閲覧の請求がある場合には、上記のとおり、記録を保存する検察官において、法令に従い、事案に応じ、適切に対処しているものと承知している。	

					2(3) （個別事件における検察官の活動内容に関わる事柄については、法務当局としてお答えしかねるが、）あくまで一般論として申し上げますと、検察官は、被害者等の要望に応じ、事案の内容、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれの有無・程度等を考慮しつつ、適宜の時期に、公判における検察官の主張・立証の内容を分かりやすく説明するよう努めることとされており、このことは、控訴審においても、同様であるものと承知している。 3 （公判記録の閲覧謄写について）（1で述べたとおり）、検察当局は、被害者参加の対象となる事件において、被害者や被害者参加弁護士から、公判において検察官が証拠調べ請求をすることとしている証拠の開示を求められたときは、事案の内容、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれの有無・程度等を考慮し、相当でないと認める場合を除き、その証拠の閲覧を認めるなど、弾力的な運用に努めているものと承知している。 さらに、例えば、被害者参加弁護士から証拠の謄写を求められた場合において、謄写を求める理由や対象となる証拠の内容等に鑑みて、謄写の必要性が認められ、かつ、謄写に伴う弊害が認められないときは、検察官が証拠調べ請求をすることとしている証拠の謄写も認める運用をしているものと承知している。 また、法律上、裁判所は、公判において取調べ済みの証拠について、被害者や被害者参加弁護士から、その閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合など、閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、その閲覧又は謄写をさせるものとされており、裁判所において適切に対処されるものと承知している。		
7	假谷構成員	不起訴記録の開示については、客観証拠（実況見分調書等）を除き、現状ほとんど認められていない。被害者等の事件を知りたいという要請だけでなく、民事損害賠償請求のために裁判所から送付嘱託がよった場合にも応じていない。起訴猶予の場合や医療観察事件のように犯罪構成要件事実該当することが明らかな事案は、もっと弾力的に開示されている。	4	法務省	不起訴事件記録の閲覧請求について一般論を御説明すると、不起訴事件記録については、刑事訴訟法第47条により、原則として公にしてはならないものとされており、同条ただし書により「公益上の必要その他の事由」がある場合は、相当と認められる範囲で開示が認められるものとされている。 検察庁では、個別の不起訴事件記録の閲覧請求については、記録を保存する検察官において、法令に従い、事案に応じ、適切に対処しているものと承知しているところ、民事訴訟が係属している裁判所からの文書送付嘱託に対しても、その証拠としては立証が困難であるという事情が認められるものについては送付の対象とするなど、代替性がないとまでいえない客観的証拠についても必要性や送付による弊害などを考慮しつつ、客観的証拠の送付に応じているものと承知している。 今後とも、犯罪の被害に遭った方等の心情等に配慮し、不起訴処分の内容やその理由について適切な説明に努めていくものと承知している。		
8	太田構成員	自賠償や任意保険等保険会社が保険手続において被害者に接触する場合、不適切な言動をして被害者に二次被害を与えることがあるようです。民間とはいえ、犯罪被害者への対応に当たる従業員にはきちんと被害者支援教育を行うよう、国土交通省や金融庁は民間の保険会社に指導を行うべきです。	5 6	金融庁 国土交通省	【金融庁】 保険金の支払対象となり得る被害者やその家族・遺族が、民事訴訟の場等において、損害保険会社社員や代理人弁護士から、配慮に欠けた言葉を投げかけられること等によって、直接的な被害に加え、更なる精神的被害をも受ける、いわゆる「精神的な二次被害」については、金融庁としても、こうした二次被害が生じないよう、これまで損保各社に対して、「被害者やその御家族の心情面に寄り添った対応」を求めている。 特にこうした事態が発生しやすい交通事故については、令和5年6月に、被害者団体や業界団体である日本損害保険協会等と連携して二次被害の防止に向けた勉強会を開催したほか、同協会においても、「交通事故被害者対応のハンドブック」を策定し、研修等を通じて社員への周知を徹底するなど、改善に向けた取組みを進めている。 金融庁としてもそうした取組みを適切にフォローアップしていく。 【国土交通省】 各保険会社における被害者への接遇については、金融庁においてご対応いただいているものと承知しております。	◎	
9	假谷構成員	国において、立て替え払い制度ができるまでの間、民間保険各社において、犯罪被害保険を策定されたい。	6	金融庁	社会環境の変化などに伴う顧客ニーズの変化等に応じた保険商品の研究や開発は、それぞれの保険会社が判断するものであり、各社は、不断に取り組んでいるものと承知している。 また、日本損害保険協会において、犯罪に備える保険の一貫などを周知するなど、犯罪被害リスクを広く周知する取組みを進めている。 金融庁としてもそうした取組みを適切にフォローアップしていく。		
10	正木構成員	作業報奨金の損害賠償充当額がここ数年変化がない状況である。	9	法務省	特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）においては、作業報奨金の送金も含めた、被害者等に対する被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせるよう指導等しており、被害弁償等の具体化を含めた当該指導の効果検証を実施し、引き続き、当該指導の充実にも努めてまいりたい。	◎	
11	假谷構成員	加害者による賠償の実態把握が不十分である。例えば、検察官から事件終了後1年経過後に、賠償がなされているかを問い合わせるなど、実効調査を行われたい。また、地方更生委員会における聴取の際に、統計をとることも可能はず。保護観察条件で、被害者への賠償が記載されてから、賠償をしていない場合に、仮釈放の取り消しを実施するなど。	11	警察庁 法務省	【警察庁】 （前段） 警察庁においては、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができる状況の実態等を調査するため令和5年度に「犯罪被害類型別等調査」を実施したところ。今後とも、調査の質問内容をはじめとした実施方法等の必要な検討を行い、引き続き実施していく。 【法務省】 （中段） 検察官が刑事手続の終了後に、加害者又は被害者に対して賠償の有無を問い合わせることについては、そのような問合せを行い得る法的根拠をどのように考えるかといった課題もあるため、対応は困難である。 意見等聴取制度とは、加害者の仮釈放等の審理を行う地方更生保護委員会が、被害者から仮釈放等に関する意見等を聴取する制度であり、賠償がなされているかを等をお尋ねする制度ではないため、本制度を活用して統計をとることは困難である。 （後段） 保護観察開始前から賠償が実施されている場合や、賠償額が確定していない場合があることなどから、賠償の実施件数等は、必ずしも保護観察における指導の状況を把握するための指標とはならないと考えているが、ご指摘を踏まえ、どのような賠償の実施状況の把握が可能であるか検討してまいりたい。 保護観察において、保護観察対象者に被害者等に対する慰謝の措置をとることを直接特別遵守事項によって義務付けることには以下のような問題があると考えられ、賠償を義務付けることはしていないため、賠償をしていないことを理由に仮釈放を取り消すことは困難である。 - 被害弁償の実施を義務付けた場合は、保護観察対象者の置かれた環境、能力や保護観察期間等によっては、不可能を強いることになるおそれがあり、また、本来は民事手続で解決されるべき債務の履行を、遵守事項違反時の不良措置という威嚇を背景として、強制することとなり得ること - 特別遵守事項は、その違反が不良措置の事由となり得ることから、内容の明確性が求められるところ、被害弁償に努めることを義務付けた場合は、被害弁償に努めたかどうかを認定することが困難であること	◎	
12	假谷構成員	犯罪被害類型別等調査は有用な調査であると思われるので、引き続き、質問の制度を上げつつ、実施されたい。また、調査結果を踏まえた検討を実施されたい。	11	警察庁	（前段） 第5次犯罪被害者等基本計画においても、犯罪被害者等が置かれている状況等の実態を把握するための必要な検討を行い、引き続き実施する予定。 （後段） 新たな犯罪被害者等基本計画を策定する過程において、今回の調査結果も踏まえ必要に応じて新たな施策の検討を行っていく。		
13	假谷構成員	言及されている報告書は、令和2年10月付け公益社団法人商事法務研究会「父母の離婚に伴う子の養育・公的機関による犯罪被害者の損害賠償請求権の履行確保に係る各国の民事法制等に関する調査研究業務報告書」でよいのか。同報告書には、養育費の履行確保との関係で記載があるが、犯罪被害にかかる損害賠償及び補償について踏み込んだ実態調査研究を行われたい。	12	法務省	言及されている報告書については、御指摘のとおりである。 警察庁において、関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を実施し、その結果に応じて必要な検討を行うものとされていることを踏まえ、警察庁をはじめとする関係府省庁に対し、必要な協力をしてまいりたい。		

14	太田構成員	刑事施設に収容されている受刑者や保護観察を受けている保護観察対象者で、被害者に対し損害賠償債務を負っているにもかかわらず、作業報奨金や領置金、自己契約作業報酬や、保護観察中の就労で得た収入から被害者に損害賠償を分割で支払いをしている受刑者は、依然として極めて限られています。損害賠償債務を有する受刑者や保護観察対象者が全て損害賠償債務を履行に向けて(分割で)支払いを行うよう刑事施設や保護観察所が積極的に指導すべきである。	154 162	法務省	(受刑者について) 特別改善指導(被害者の視点を取り入れた教育)においては、作業報奨金の送金も含めた、被害者等に対する被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせるよう指導等しており、被害弁償等の具体化を含めた当該指導の効果検証を実施し、引き続き、当該指導の充実に努めてまいりたい。 (保護観察対象者について) 被害弁償等に向けた指導が必要な保護観察対象者については、生活行動指針に被害弁償等に関する事項を設定するほか、事案に応じ、具体的にしよ罪計画を作成させることなどを内容とするしよ罪指導プログラムを実施するなどして指導している。 保護観察開始前から賠償が実施されている場合や、賠償額が確定していない場合があることから、賠償の実施件数等は、必ずしも保護観察における指導の状況を把握するための指標とはならないと考えているが、ご指摘を踏まえ、どのような賠償の実施状況の把握が可能であるか検討してまいりたい。	◎	
15	太田構成員	刑事施設に収容されている受刑者は、作業により作業報奨金を得ても、受刑者本人が申し出ない限り、報奨金の釈放前に支給を受けて被害者に送金することはできません。かといって、報奨金に対しては、釈放前においても、釈放の際にも、強制執行によりこれを差し押さえることもできません。そこで、損害賠償債務のある受刑者については、作業報奨金から、定期的に一定の額を控除して、被害者に送金する制度を法律改正により導入すべきだと考えます。	154	法務省	受刑者については、作業報奨金の使用目的が被害者等に対する損害賠償への充当である場合等には、刑事収容施設法に基づき、釈放前であってもこれを支給することができることとされている。 御指摘の分割での支払いを含め、民事上の対応を受刑者に強制することはできないものの、特別改善指導(被害者の視点を取り入れた教育)等を通じて、被害者等の被害の回復又は軽減に努めるよう教育的働き掛けを行い、被害弁償等の具体化を含めた当該指導の効果検証を実施することで当該指導を充実させ、自発的な被害回復等がなされるように努めてまいりたい。	◎	
16	太田構成員	被害者に対し損害賠償債務を負っている受刑者については、拘禁刑の施行を見据えて、一般の刑務作業の時間を大幅に短縮し、自己契約作業に従事することができる体制を整備すべきであると考えます。刑事施設側は、自己契約作業に参加する企業を見つけるなどの援助を行うとか、生産作業のうちの提供作業を発注している企業に対しては、被害者に対し損害賠償債務を負っている受刑者について作業の一部を自己契約作業とするよう働き掛けるなど、自己契約作業の機会を積極的に設けると共に、被害者に対し損害賠償債務を負っている受刑者には、こうした自己契約作業に従事するよう積極的に働き掛けるべきです。	154	法務省	自己契約作業は、余暇時間帯等に被収容者が刑事施設の外部の者ととの贈与契約により行う物品の製作その他の作業であり、被収容者が任意に希望する場合に、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、刑事施設の長が許すものである。また、この趣旨から、現行通達上、外部事業者は、原則として既存の契約企業等から選定しているところ。 他方、拘禁刑入獄における一般の刑務作業を含む矯正処遇は、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、刑事施設の長の義務として実施するものであるから、(御指摘のように自己契約作業の時間を確保することを目的として、)矯正処遇を行う時間を大幅に短縮するなどの対応には慎重な検討が必要であると考えている。 いずれにしても、自己契約作業については、被収容者の任意で実施されるものであることや、実施できる時間や作業内容も限定されていることを踏まえると、同作業を拡充することのみをもって、直ちに被害弁償につながることは考えがたく、被害弁償を促進する上では、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)による刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)の趣旨を踏まえ、被害者の心情や置かれた状況を理解させるための指導を実施するなど、被害弁償の促進に必要な働き掛けを適切に行ってまいりたい。	◎	
17	太田構成員	犯罪者に対し損害賠償債権を有している被害者に対しては、損害賠償債権の消滅時効の成立を防ぐため、犯罪者に損害賠償債務を承認させることにより、再提訴せずとも、時効の更新ができることを広く広報すべきです。受刑者に対し損害賠償債権を有している被害者については、受刑者に対し債務の存在を承認させることを望む場合、刑事収容施設法84条の2を根拠として、受刑者が債務承認書に署名捺印して郵便で被害者に送るよう指導するか、又は被害者的心情聴取及び伝達の被害者への結果報告の一環として受刑者が債務を承認した旨の報告するなどの方法により、債務の承認を援助することが望ましいと考えます。加害者が保護観察中は、更生保護法57条1項5号に基づいて、保護観察官がこうした指導をすべきであると考えます。	154 162	法務省	(前段) 時効制度については、平成29年民法改正により大幅な見直しが行われたところであるが、再度の訴えの提起がされた場合や、加害者の財産に対する差押えがされた場合のほか、権利の承認があった場合に、その時から時効期間が新たに進行を始めることは、従前のとおりである。法務省においては、平成29年民法改正後の消滅時効の規律について説明した資料をホームページで公開しているほか、消滅時効制度の趣旨や承認による時効の更新等を紹介するマンガを作成してこれを配布するなどしてきたところである。 (中段) 刑事施設においては、民事上の対応を強制することはできないことから、指導であっても、御指摘のような民事上の手続に関する事項については、どこまで具体的に指導すべきかについては、慎重に検討する必要がある。 また、被害者等の心情等の聴取伝達通知において、御指摘のとおり、伝達結果通知の一環として、受刑者が債務についての意思を表明した場合には、その旨を通知することは可能であるものの、この通知が、民事上の権利の承認に該当するかどうかは個別事情に照らして判断されるべき事柄であり、法務省として、一概にお答えが困難であることを御理解いただきたい。 いずれにしても、法務省としては、改善指導などを通じて、被害者等の被害の回復又は軽減に努めるよう教育的働き掛けを行い、自発的な被害回復等がなされるように努めてまいりたい。 (後段) 御指摘の更生保護法第57条第1項第5号が新設され、保護観察における指導監督の方法として「被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置」をとることが明記されたことから、これに基づき、保護観察対象者に対し、犯した罪の重さを認識させ、被害者等の心情等への理解を促すとともに、しよ罪計画等に沿って被害者等への賠償等に誠実に取り組むよう指導することはもとより可能であるが、当該規定が設けられたことを踏まえても、債務の承認等の民事上の権利利益に関する手続についてまで、刑事司法の枠組みにおける権力的作用によって具体的に指導することは、慎重に検討する必要がある。 保護観察においては、しよ罪指導プログラムの実施等の指導監督を通じ、保護観察対象者に対し被害者等の心情や置かれている状況等を理解させ、自発的な被害回復等がなされるよう、保護観察官による指導を適切に実施してまいりたい。 なお、被害者等の心情等聴取伝達通知において、伝達結果通知の一環として、保護観察対象者が債務についての意思を表明した場合には、その旨を被害者等に通知することは可能であるものの、この通知が、民事上の権利の承認に該当するかどうかは個別事情に照らして判断されるべき事柄であり、法務省として、一概にお答えが困難であることを御理解いただきたい。	◎	
18	武構成員	判決から10年後、未払いの加害者に対して、再提訴するときの弁護士や費用の支援がほとんどない。被害者が未払いの加害者に対して直接、連絡を入れたり請求したりすることでトラブルが起こる。そのことで、自分を責めたり加害者の態度や言動で傷つけられている。この問題が解決しないと被害回復はなかなかできない。国が立て替え払いをして、その後、加害者から絶対に回収するということを考えて欲しい。被害者が苦勞しながら費用もかけて加害者に請求し続けている人は、金額はまちまちではありますが、加害者が支払っている。でも、動けない被害者の場合は、ほとんどが支払われない。被害者個人でも動く払わすことが出来るものだから、国は、加害者からの回収は期待できなからというのではなく、きちんと加害者から回収すること考えて欲しい。被害者自身で動いている人たちは、命を削って動いているように感じるので早急に考えて欲しい。		◎警察庁 法務省	いわゆる立替払制度については、これまでも制度の創設を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされたが、制度趣旨の考え方、国の有する責任と加害者の責任との関係等の様々な課題が指摘されているところ。 しかしながら、犯罪被害者等が犯罪被害に起因する様々な影響を受け、経済的にも様々な困難に直面しており、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状にあることから、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組について、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府庁が連携し、政府全体として検討してまいりたい。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えているところ。	◎	
19	假谷構成員	犯給金の早期支給・仮給付は引き続き実施されたい。	13	警察庁	引き続き、早期の給付・仮給付が行われるよう、「犯罪被害給付制度における仮給付の更なる推進について(通達)」(令和5年7月24日付け警察庁丁教厚発第666号)等に基づき、都道府県警察を指導していく。	◎	
20	假谷構成員	犯給制度の重傷病給付金における3日以上入院要件が厳しいので、拡充されたい。	14	警察庁	犯給制度の重傷病給付金における入院要件については、重大な被害を対象として給付をする制度趣旨を踏まえ、検査入院の場合などを除いた最低限の日数としている。 また、精神疾患に関しては入院療養を必要としない場合であっても重大な被害が生じ得ることに鑑み、入院要件は設けていない。現時点でこれらを更に見直すべき事情は生じていないと認識している。 なお、性犯罪被害に関する医療費について、公費負担による支援内容の充実を引き続き図っていく。	◎	
21	假谷構成員	見舞金・貸付金制度について、給付実績(件数・金額)を公表されたい。	17	警察庁	見舞金・貸付金制度の利用実績は、特に実績数の少ない小規模県において、当該実績から事業や個人が特定され、二次的被害につながるおそれのあることから公表はしていないが、地方公共団体が行う犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入に向けた検討に資するよう、二次的被害につながるおそれ等も踏まえ、都道府県・政令指定都市・市区町村の区分ごとに合計した給付実績を公表したところである。	◎	
22	假谷構成員	凍結口座からの被害者回復の手続きが煩雑。難しい。	18	金融庁	金融庁では、振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行っている。 また、金融機関に対して、振込利用犯罪行為の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等について、円滑かつ速やかに処理するための体制整備を求めている。		
23	伊藤構成員	国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用実績(令和3～5年度)が少ないのでは。外務省(在外大使館等)と警察との連携は取れているのだろうか。	19	警察庁	日本人の国外犯罪被害について、外務省から情報提供を受けるなど、必要な連携を図っている。		

24	假谷構成員	国外犯罪の犯給水準を上げること検討するべき。支給件数が少なすぎる。	19	警察庁	(前段) 国外犯罪被害弔慰金等の支給額については、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯給制度のような厳密な調査を要さない制度とすることを踏まえて定められたものであるところ、現時点でこれを見直すべき事情は生じていないと認識している。 (後段) 日本人の国外犯罪被害について、外務省から情報提供を受けるなど、必要な連携を図っている。	◎	
25	假谷構成員	国外犯罪被害弔慰金等支給制度の改定の検討は行われているか。犯給制度と比しても低額にすぎるのはないか。	19	警察庁	国外犯罪被害弔慰金等の支給額については、海外での事実関係の調査や認定等の困難性等に鑑み、犯給制度のような厳密な調査を要さない制度とすることを踏まえて定められたものであるところ、現時点でこれを見直すべき事情は生じていないと認識している。	◎	
26	假谷構成員	犯罪被害者の公営住宅への入居が、目的外使用となっているが、目的に加えるべきではないか。	20	国土交通省	(前段) 公営住宅法上、公営住宅は住宅に困窮する低額所得者を入居させることを目的としているため、犯罪被害者であることをもって入居させることを目的とすることは困難である。 (後段) 一方で、犯罪被害者については、住宅に困窮する実情に応じて、事業主体の判断により、住宅事情やストック状況を勘案して、入居者の募集・選考において優先的に取り扱うことなどが可能である。事業主体である地方公共団体の取組状況を把握した上で、引き続き犯罪被害者の優先入居等の取り扱いについて、積極的な検討を働きかけてまいりたい。		
27	假谷構成員	犯罪被害者の公営住宅への入居に関する通知の内容の実施状況について、具体的実態調査等を行われたい。	21	国土交通省	犯罪被害者の公営住宅への入居に関する通知の内容の実施状況については、都道府県・政令市に対し実態調査を実施している。	◎	
28	假谷構成員	犯罪被害者等への公営住宅に係る情報提供について、周知されているのか疑問がある。	24	国土交通省	「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」(平成17年12月26日国土交通省住宅局長通知)において、犯罪被害者等への公営住宅に係る情報提供については関係機関の協力を得ながら積極的に対応するよう要請しており、情報提供の方法について、都道府県・政令市に対し実態調査を実施している。	◎	
29	假谷構成員	相談業務をしている方の業務量に比べて、体制が足りていないと思われる。相談実績等を示されたい。	27	厚生労働省	女性相談支援員が受け付けた相談延べ件数は434,285件(令和4年度実績)である。女性支援において重要な役割を担っている女性相談支援員は、これまで都道府県への配置が義務になっていたが、令和6年4月より施行された女性支援新法においては、市町村における配置についても努力義務化されたところ。厚生労働省としては、引き続き女性相談支援員(非常勤職員分)の配置について必要な経費について補助を行っていくとともに、全国会議等の場において、未設置市町村に対し早急な配置を促してまいりたい。		
30	假谷構成員	犯罪被害者等施策情報メールマガジンで周知しているというが、一般国民も登録すれば受信できるようにしてもらいたい。	30	警察庁	犯罪被害者等施策情報メールマガジンについては、地方公共団体同士、あるいは地方公共団体と関係府省庁との間で、犯罪被害者等施策に関する情報を共有するためのツールとして平成18年から開始したものである。 現在は、地方公共団体、関係府省庁に加え、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体で希望するもの等に対しても、犯罪被害者等のための新たな制度や取組等に関する情報提供のため、配信を行っているが、その内容は、対象者を支援者や地方公共団体職員に限定した研修会の開催案内等、一般国民向けとは言えないものもあるため、一般国民への配信は差し控えたい。 なお、現在、同メールマガジンを配信していない犯罪被害者等の援助を行う民間の団体でも、新たに配信の御希望があれば、個別に検討させていただきたい。		
31	假谷構成員	トライアル雇用助成金の支給実績を明らかにされたい。実効的ではない場合、より実効化する施策を検討されたい。	32	厚生労働省	トライアル雇用助成金は、就職が困難な求職者等を無期雇用契約へ移行することを前提に、一定期間試用雇用(トライアル雇用)を行う事業主に対して助成することにより、求職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とした制度であり、令和5年度の支給決定件数は2,154件、トライアル雇用期間終了後は約7割の者が常用雇用に移行している。引き続き助成金の適切な執行に努め、就職が困難な求職者等の無期雇用契約への移行を支援してまいりたい。		
32	假谷構成員	1. トライアル雇用の実績のうち、犯罪被害者等の利用実績を示されたい。 2. かかる集計がないようなら今後実施されたい。	32	厚生労働省	トライアル雇用助成金は、就職が困難な求職者等を無期雇用契約へ移行することを前提に、一定期間試用雇用(トライアル雇用)を行う事業主に対して助成することにより、求職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とした制度であることから、利用実績は対象労働者の要件に基づいた集計としている。 仮に当該助成金における「犯罪被害者等」の利用実績を把握する場合には、事業主が申請に際して対象労働者全員にその確認を行い、申請書に記載いただく必要が生じるが、申請に際して犯罪被害に関する質問を様々な事情を抱えた対象労働者に対して行うことは、対象労働者の精神的負担や事業主の事務的負担を考慮すると、実施は困難。		
33	假谷構成員	ハローワークできめ細やかな相談というが、具体的に何がされているのか。犯罪被害者の対応窓口や、犯罪被害者限定の職紹介等があるのか。ハローワーク等で、積極的に被害者が、被害者であると申告することは考えられない。果たして被害者のための施策を真剣に考えているのか分からない。もっと実効的な施策をとられたい。	33 34	厚生労働省	ハローワークにおいては、様々な事情を抱えている求職者がいるため、求職者一人ひとりの状況に応じて、担当者制による支援や心理的援助など必要な支援を行っているところである。 (ご指摘のあった)犯罪被害にあった者を対象とした専門窓口を設けることについては、本人のプライバシーの関係もあるため、慎重な議論が必要と考えられているが、引き続き、犯罪被害者の方を含め求職者一人ひとりの状況やニーズを丁寧に把握し、必要に応じて関係機関とも連携しつつ、きめ細かな就職支援を行うよう指導してまいりたい。		
34	假谷構成員	1. 犯罪被害者等を支援するために、犯罪被害者等に特化した施策として、どのようなことが実施されているか、されていないのか。 2. ここでいう施策は、犯罪被害者等の雇用の安定である。犯罪被害にあった特殊な事情によって勤務先を変更せざるを得ない者が一定数生じるが、これらの者に対し、どのような具体的施策を検討されてきたのか、基本計画の定めにかかわらず、これまで全く検討してこられなかったのか。犯罪被害にあった特殊な事情は考慮されていないのか、回答されたい。	33 34	厚生労働省	ハローワークにおいては、第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日閣議決定)に基づき、求職者一人ひとりの状況に応じて、プライバシーにも十分に配慮しながら、担当者制による支援や心理的援助など必要な支援を行っている。犯罪被害者等の方も含め、そうした方一人ひとりの状況に応じて必要な支援を行っており、例えば、勤務先の変更を希望する場合についても、全国ネットワークを活用し、職業相談・紹介を実施することで、支援を行うこととしている。		
35	伊藤構成員	「求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施」とあるが、実施結果と取組予定は[施策番号33]と同じ。犯罪被害に遭った者が、求職活動しやすいように、公共職業安定所においても体制を整備する必要があるのではないかと。プライバシー保護の問題はあるが、本人の了解を得るうえで、自治体や民間支援団体との連携が必要。	34	厚生労働省	ハローワークにおいては、様々な事情を抱えている求職者がいるため、求職者一人ひとりの状況に応じて、プライバシーにも十分に配慮しながら、担当者制による支援や心理的援助など必要な支援を行っているところ。(このため、相談体制の整備はできていると考えている。) 引き続き、犯罪被害者の方を含め求職者一人ひとりの状況やニーズを丁寧に把握し、必要に応じて関係機関とも連携しつつ、きめ細かな就職支援を行うよう指導してまいりたい。		
36	假谷構成員	1. 犯罪被害者等を支援するために、犯罪被害者等に特化した施策として、どのようなことが実施されているか、されていないのか。 例えば、犯罪被害者等が従前の勤務を継続したいと思って継続できないような状況がしばしば生じる。そのような場合に、雇用主の解雇が制限され、または雇用主が解雇しなくてもよい具体的制度として、どのようなものを、これまで検討されてきたのか、基本計画の定めにかかわらず、これまで全く検討してこられなかったのか、回答されたい。 2. 特化施策であるかどうかにかかわらず、犯罪被害者等の利用実績を示されたい。かかる集計がないようなら今後実施されたい。	35	厚生労働省	個別労働紛争解決制度は、労働者と事業主の間に生じた労働紛争について、その分野を問わず対象としており、犯罪被害を契機に事業主との間で生じた労働問題に対しても、個々の実情に応じて、適切な相談対応や解決援助の実施により制度の適正な運営に努めているところである。また、「犯罪被害者週間」中央イベントにてパンフレットを配布するほか、厚生労働省ウェブサイトへの掲載等を通じて周知を図っている。 利用実績については、相談者が犯罪被害者であるか否かは、制度利用に当たって必ずしも必要な情報ではないことから、犯罪被害者等に特化した集計は行っていないが、犯罪被害者等からの相談も含めて、いじめ・嫌がらせ、労働条件の引き下げといった相談内容として集計しているところである。		
37	正木構成員	休暇制度の導入率が低い。	37	厚生労働省	厚生労働省としては、この休暇制度の周知や導入促進を図るため、 ① 事例の収集と事例集の作成、配布、 ② 導入する場合の就業規則の規定例を記載したリーフレットの作成、配布、 ③ 導入の意義や必要性等についての導入企業へのインタビュー動画の作成、 ④ これらコンテンツの働き方・休み方改善ポータルサイトにおける周知等に取り組んでいるところ。 こうした取組を通じ、労使に対して犯罪被害者等の被害回復のための休暇の導入を促してまいりたいと考えている。	◎	

38	伊藤構成員	被雇用者に対する休暇制度の周知はどのように行っているのか。厚労省ウェブサイト(働き方・休み方改善ポータルサイト)は事業者対象のようなので、情報が被害にあった被雇用者にも届くようにしてほしい。	37	厚生労働省	働き方・休み方改善ポータルサイトは、労使で各事業場における働き方・休み方の見直しを図っていただくためのものであり、事業者のみを対象としているものではなく、被雇用者に向けた情報発信ツールとしても活用しているものである。 また、被害にあった被雇用者にも情報が届くようにするため、犯罪被害者等の被害回復のための休暇に係るリーフレットに休暇制度導入の意義や導入事例の情報を掲載するとともに、このリーフレットを全国の被害者支援センターに加え、都道府県警・地方裁判所・地方検察庁等にもお送りして周知に努めているところである。	◎	
39	假谷構成員	休暇制度の導入実績は、どの程度あるのか。導入実績が少ないとすれば、実効化させるために、どのような施策を考えるか。パンフレットやポスター等を作っても、実効性があるか疑問。助成金等を導入しないのか。就業規則のひな形に盛り込まないのか。 厚労省が案内しているのだから、公務員が手本として制度の導入を実施すべきである。	37	人事院 厚生労働省	【人事院】 国家公務員の休暇制度は、国家公務員法に基づき情勢適応の原則の下、民間における普及状況に合わせることを基本に、官民均衡の観点から適宜見直しを行ってきているところである。引き続き、厚生労働省における取組や民間の動向等を注視して、既存の休暇制度の範囲の検証等必要な検討を行ってまいりたい。 【厚生労働省】 犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度については、犯罪被害者等基本計画(認知度8.9%・平成29年内閣府広報室調べ)に基づき、その周知・啓発に取り組んでいるところであり、同休暇制度の認知度は令和5年4月時点で9.4%(厚生労働省「令和5年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」)となっている。 厚生労働省としては、同計画に基づき、同休暇制度の周知・啓発のため、ご指摘のパンフレットやポスターの作成に加え、事例の収集と事例集の作成・配付、これらコンテンツの働き方・休み方改善ポータルサイトにおける周知等に取り組んでいる。 このような状況の中、同休暇制度の導入状況は1.4%(同調査)にとどまっている状況であるが、法定外の休暇制度は労使による話し合いによって各事業場の実情に応じて導入されることから、同休暇制度の導入の意義や必要性等についての導入企業へのインタビュー動画の作成及び情報発信を行い、同休暇制度の導入促進にも取り組んでいるところである。 また、休暇に対する賃金そのものを直接補助するものではないが、働き方改革推進支援助成金において、犯罪被害者の方が心身の回復のために利用できる病氣休暇や利用目的を問わない時間単位年休の制度導入に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、その取組費用(就業規則の作成、専門家によるコンサルティング等に要する費用)の一部を助成しており、ご指摘の助成金の導入については既に実施している。 なお、各会社で設けるいわゆる特別休暇については、モデル就業規則においても取り扱うとともに、同休暇の記載例を関係リーフレットへの記載や同ポータルサイトへの掲載による周知を行い、その導入促進に取り組んでいる。	◎	
40	假谷構成員	国内企業における犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入状況について、令和5年4月時点で1.4%にとどまっている状況であるのは、極めて残念である。第4次犯罪被害者等基本計画で実現しようとしているのは、「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入」であり、会社・組織・労働組合は、公務員の制度を参考にするケースがあることから、公務員が率先して(手本として)、当該休暇制度を導入されたい。	37	人事院	国家公務員の休暇制度は、国家公務員法に基づき情勢適応の原則の下、民間における普及状況に合わせることを基本に、官民均衡の観点から適宜見直しを行ってきているところである。引き続き、厚生労働省における取組や民間の動向等を注視して、既存の休暇制度の範囲の検証等必要な検討を行ってまいりたい。	◎	
41	假谷構成員	施策番号5、7、8、9、10、12、13、14、15、18、25(90)、26(91)、27、28、31については、引き続き実施されたい。	左記	関係府省庁	御指摘の施策については、必要な検討を行いつつ引き続き実施してまいりたい。		◎

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組						
要望 番号	構成員	施策の進捗状況に対する意見・評価	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点 案文 検討
42	伊藤構成員	「PTSD対策専門研修」について、入門研修もあるとよい。自治体職員や福祉職が被害者対応するために、基礎的なことを学べる研修を提供していただくと有難い。	38	厚生労働省	「PTSD対策専門研修」の通常コースにおいて、災害被災者や犯罪・事故被害者等、トラウマに対するこころのケアが必要な方に対応できる人材を確保するため、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等の精神保健医療従事者等に対しトラウマに対するこころのケアにおいて必要な知識を系統的に習得するための研修を実施しております。 また、令和6年度事業においては、精神保健医療従事者等に加え、自治体職員を対象とした研修も実施しております。	◎
43	假谷構成員	犯罪被害者等に特化し、医療機関に関する情報に犯罪被害者がたどり着けるように周知されているか。各警察からも案内されるよう、周知されたい。	39	警察庁 厚生労働省	【警察庁】 各都道府県警察で作成している「被害者の手引」に精神保健センターを始めとする関係機関・団体の連絡先を掲載しており、同手引を活用するなどして周知に努めている。 なお、犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくなるよう、警察庁において、犯罪被害者等の目録に立った検索のしやすいポータルサイトを構築するための作業を行っているところであり、早期の開設に努めるとともに、開設後もその充実に取り組む。 【厚生労働省】 医療機能情報提供制度は、国民・患者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報を提供するものであるため、犯罪被害者等のみを対象として対応することは困難であるが、犯罪被害者等を含め国民の方へ本制度が適切に周知されるよう引き続き対応してまいりたい。	◎
44	假谷構成員	精神医療について、自立支援医療制度が利用できることであるが、周知されていないのではないか。医療機関からも、被害者等が申し出るまで、知らされないのが実情である。また、医療機関で利用できることを知った場合でも役所に出向いての手続きが必要になるなど、全く犯罪被害者等に優しい制度設計ではない。犯罪被害者であることの申し出があったときには、医療機関において、自動的に適用されるようにされたい。	40	厚生労働省	国においては、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営み、心身の障害の状態を軽減するための医療費の自己負担額を軽減する措置として、自立支援医療費を支給している。自立支援医療費は、市町村等が認定基準を満たしていると認めた方に対して支給するものであるため、自立支援医療費の支給を受けようとする障害者等は、市町村等に申請し、支給認定を受けなければならない。このため、ご提案のように医療機関から、被害者であることを申し出たときに自動的に適用することは困難だが、自立支援医療制度を必要としている方に申請手続きに関する情報等が届くよう、その制度趣旨を含め引き続き周知を図ってまいりたい。	
45	太田構成員	犯罪被害者の治療や看護に当たる医師や看護師が被害者に不適切な言動を行って二次被害を与えるケースがあります。医学部や看護学部、看護学校においても被害者支援教育を積極的に実施するようにすべきです。	41	文部科学省 厚生労働省	【文部科学省】 医学部においては医学教育モデル・コア・カリキュラムにおいて医師の職責を十分に自覚し、多様性・人間性を尊重し、利他的な態度で診療にあたるプロフェッショナリズムを身につけることを求めており、大学においてこれらを踏まえた医学教育に取り組んでいるものと承知している。そのため引き続き大学において被害者に不適切な言動を行うことのないよう適切に教育が実施されていくことを促してまいりたい。看護学部においても、看護学教育モデル・コア・カリキュラムに基づき、あらゆる健康レベル、生活の場における人々の健康で幸福な生活の実現に貢献することを使命とし、人々の尊厳を擁護する看護を実践するプロフェッショナリズムを身につける教育が行われている。 【厚生労働省】 看護教育については現計画（第4次計画）で対応中[第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 施策番号65にて対応済]	◎
46	假谷構成員	被害者支援教育について、医学部だけでなく、一般的に、小中高大学生を含め、教育をされたい。	41	文部科学省	施策番号251に記載のとおり、犯罪被害者等の人権問題を含めた学校における人権教育の推進を行っている。 高等教育段階においては、どのような授業科目を開設するかは、大学設置基準等に基づき、教育課程の内容を各大学等が主体的に決定し構成することとなり、各大学等において、犯罪被害者等への理解を深めるための教育の一環として、犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座などを活用しているものと認識している。	◎
47	假谷構成員	地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供について、どれだけ実効的に利用されているのかが分りにくい。事件発生数や頻度、具体的な対応状況が不明であり、これらの実施状況が犯罪被害への救急医療の提供にどれほど有意性があるのかわからない。	43	厚生労働省	医療計画で示している救急医療体制において、犯罪被害者への対応を特出しているものではなく、また医療現場において犯罪被害者を網羅的に特定することは難しいため、犯罪被害者に限定した受診状況等は把握できない。	
48	假谷構成員	救急医療における精神的ケアのための体制の確保について、いかなる連携体制が現状とられており、いかなる連携が不足しているのか、今後どのような連携を予定しているのか、全く不明瞭であり、意見を述べられない。例えば、施設の設置状況を回答されても、どれだけ実効的に利用されているのかわかりにくい。警視庁と東京三弁護士会の間で行われている紹介制度のような形で件数を可視化することはできないのか。	44	◎厚生労働省 警察庁	医療計画で示している救急医療体制において、犯罪被害者への対応を特出しているものではなく、また医療現場において犯罪被害者を網羅的に特定することは難しいため、犯罪被害者に限定した受診状況等は把握できない。	
49	假谷構成員	自動車事故による重度後遺障害者に対する医療体制について、周知されていないのではないか。 自動車事故被害者に限定されず、通常の刑事犯に対する重度後遺障害に関しても実施されたい。	45	厚生労働省 国土交通省	【厚生労働省】 犯罪被害者等を含め医療を必要とする方に必要な医療が届けられるよう医療体制の充実等を図っており、引き続き、これらの施策を推進していく。 また、犯罪被害者等を含め障害のある方に障害福祉サービスの提供を行っており、引き続き、これらの施策を推進していく。 【国土交通省】 独立行政法人自動車事故対策機構において、不知によりサービスが享受できないことがないよう、支援を要する事故被害者に必要な情報を確実に届けるアウトリーチを意識した周知を行うため、地方自治体、警察、損害保険会社、医療機関等への訪問等を行い、自動車事故被害者の方が活用できる制度の周知依頼を実施している。	
50	假谷構成員	高次脳機能障害者への支援は犯罪被害者一般に利用可能なか。周知されていないのではないか。	46	厚生労働省	各都道府県に設置している支援拠点機関では、犯罪被害者かどうかに関わらず、高次脳機能障害当事者・家族等からの相談への対応等を行っており、適宜周知を図っております。	
51	假谷構成員	高次脳機能障害支援普及事業は、犯罪被害者も利用可能とのことであるので、その可能性のある犯罪被害者に対し、どのような機関がつながっていくか、引き続き検討願いたい。	46	厚生労働省	「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」において各都道府県に設置している支援拠点機関では、相談支援コーディネーターを配置し、犯罪被害者かどうかに関わらず、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整等を行っており、引き続き、同事業を実施し、地域での支援体制の充実を図ります。	
52	伊藤構成員	「家庭内暴力や児童虐待等の児童思春期における様々な精神保健に関する問題への対応」とあるが、この中に、こども自身が(家庭以外での)犯罪の被害にあったり、家族(きょうだい)が被害にあったりした場合の中長期にわたる心のケアも含めてほしい。	47	厚生労働省	心のケアという観点では、児童であるかどうかに関わらず、「心のケア相談研修」において、犯罪被害や社会的影響等に起因するストレスや不安に関する相談をはじめ、うつ病の予防や心の健康づくり、自殺防止にかかるメンタルヘルス上の相談等に適切に対応できる人材を養成するための研修を実施しております。 また、「児童・思春期精神保健研修」に加え、「PTSD対策専門研修」を実施しており、このうち「犯罪・性犯罪被害者コース」において、家庭内に限らず犯罪・性暴力被害者等に対する治療・支援などに対応できる人材を養成するための研修を行っております。	◎
53	假谷構成員	児童・思春期精神保健研修に、どの程度犯罪被害者のこどもたちへの対応を含んでいるのか不明であるが、各地の医師が、診察した犯罪被害者の子ども達のメンタルケアが必要であると判断した際に、つなぐことのできる制度があるか。そのような仕組みがないとすれば、構築を検討されたい。	47	厚生労働省	犯罪被害者の子どもかどうかに関わらず、各地の医師が診察した子ども達のメンタルケアが必要であると判断した際に、適切な機関へつなぐことができる「児童・思春期精神保健研修」において、児童・思春期における様々な精神保健に関わる問題に対応できる人材を養成しております。	

54	假谷構成員	犯罪被害者の子どもが児童養護施設に入所していない場合(例えば、教育現場におけるアンケートや、埋もれた被害児童の発掘を含め)のケアや調査がどの程度行われているのか、行われていないとすれば今後検討されたい。	48	警察庁 子ども家庭庁 文部科学省	【警察庁】 警察としては、犯罪被害者の子どもに対して、保護者からの申し出や被害の状況、子どもの状態等を勘案して部内カウンセラーによるカウンセリング等必要な支援を実施している。 【子ども家庭庁】 犯罪被害者の子どもを含め、児童虐待等で児童相談所による支援(一時保護を含む)を受けている子どもについては、児童相談所における児童心理司や一時保護施設における心理療法担当職員により、心理的ケア等のこどもの状況・特性に合わせた専門的なケアが行われており、こうした専門人材の配置等に対し、補助を行っている。 【文部科学省】 教育現場においては、スクールカウンセラーによって、被害者に寄り添ったカウンセリングを行い、その内容に応じて警察や医療機関等の情報提供が行われている。		◎
55	太田構成員	学校における犯罪被害や性犯罪被害が後を絶ちません。子どもに対する犯罪被害防止教育を一層推進する必要がある。さらに、子どもが被害を受けた場合の学校側の対応が極めて稚拙であります。危機管理教育も含め、教員に対して犯罪被害が発生した場合の、被害児童やその保護者、他の生徒に対する対応等、適切な対応を取ることができるようにするための研修を必須とすべきであります。	53	文部科学省	子供達が性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするため、「生命(いのち)の安全教育」を推進している。また、学校安全教室の講師となる教職員等に対し、防犯教室講習会を実施し、安全教育における指導力の向上を図っている。 また、警察庁が作成した犯罪被害者等支援に関する動画(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kouhyou/kyouzai/shien/index.html)を、文部科学省では、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会や研修等において紹介し、スクールカウンセラー等への周知を依頼している。教職員等の安全対応能力向上を目的に、事故等発生時の初期対応能力等向上のための講習会の実施を支援している。	◎	
56	伊藤構成員	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置人数だけでなく、被害者支援に特化した研修を実施してほしい。「犯罪被害者等への対応に係る留意点等」を周知」では不十分。	53	文部科学省	警察庁が作成した犯罪被害者等支援に関する動画(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kouhyou/kyouzai/shien/index.html)を、文部科学省では、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会や研修等において紹介し、スクールカウンセラー等への周知を依頼している。	◎	
57	假谷構成員	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、それぞれに対応できているケースがどこまであるのか、実際のケースでは、副校長が対応しているケースがあるようである。相談体制の充実が図れているのか、検証の方法も含め、再検証が必要である。なお、ソーシャルカウンセラーやソーシャルワーカーが、被害少年の対応に適しているのか、また、すべてのスクールカウンセラーやソーシャルワーカーが被害少年の対応に精通しなければならないのかも含め、相談体制を検討されたい。	53	文部科学省	犯罪被害支援に取組むに当たっては、学校として教師とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが連携・協力して、チームとして対応を行うことが重要である。文部科学省においては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実によって、相談件数も増加傾向にあるなど、学校における教育相談体制の充実が図られている。引き続き、被害者等が相談したい内容等に応じて、適切に相談することができるよう、学校における教育相談体制の整備に努めていく。		◎
58	假谷構成員	性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供について、警察からや、一般の病院で案内するための施策を検討されたい。 犯罪被害者が情報にたどり着けるように周知されているか。	57	警察庁 厚生労働省	【警察庁】 警察においては、性犯罪被害者からの相談や被害申告があった場合には、緊急避妊に関する情報提供はもとより、産婦人科等の医療機関において必要な措置を受けさせるように努めている。 なお、犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくなるよう、警察庁において、犯罪被害者等の目録に立った検索のしやすいポータルサイトを構築するための作業を行っているところであり、早期の開設に努めるとともに、開設後もその充実に取り組む。 【厚生労働省】 厚生労働省のホームページにおいて、厚生労働省のウェブサイトに掲載を希望した緊急避妊にかかる対面診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧を掲載し、情報提供を行っているが、犯罪被害者に特化した施策ではないため、犯罪被害者への周知やその実績の確認については、対応困難。		
59	假谷構成員	性犯罪被害者への対応における専門的知識・技能を備えた看護師等の活用について、警察からや、一般の病院で案内するための施策を検討されたい。 犯罪被害者が情報にたどり着けるように周知されているか。実績はどうか。	58	警察庁 厚生労働省	【警察庁】 犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくなるよう、警察庁において、犯罪被害者等の目録に立った検索のしやすいポータルサイトを構築するための作業を行っているところであり、早期の開設に努めるとともに、開設後もその充実に取り組む。 【厚生労働省】 「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を厚生労働省のウェブサイトに掲載して周知しているが、具体的な活用実績については、把握していない。		
60	假谷構成員	メールマガジンに登録してほしい。	60	警察庁	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに対し、メールマガジンの配信を検討している。		
61	太田構成員	第4次計画でも、法科大学院において犯罪被害者等に対する理解の向上に努めることとされているのに、殆どの法科大学院でそうした教育が実施されていない。全国の法科大学院の学生は、将来、法曹となり、犯罪被害者だけではなく、社会的弱者や困難な状況にある者に対する支援や業務に携わることになります。そうした法科大学院の学生には、犯罪被害者の支援に関する教育を経て、「人の痛み」を感じ取る頃ができる人材としていくことが不可欠であります。そこで、各学年定員50名以上の法科大学院では、被害者学なり被害者支援に関する講義を設けること、それ以下の定員のところでも、必ず被害者支援に関するセミナーなりガイダンスを実施すること求めます。	68	文部科学省	大学・大学院における教育課程は、法令に基づき、自ら掲げる教育理念や教育上の目的に基づき構成することとされており、講義内で特定の内容について取り扱うよう一律に義務付けることは困難である。また、セミナーやガイダンス等は教育課程外において自主的に実施しているものであり、特定の内容について取り扱うよう義務付けることは困難であると考え、文部科学省としては犯罪被害者等に対する理解の向上等、各法科大学院が真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、引き続き取組を促してい。	◎	
62	假谷構成員	(1)法科大学院で犯罪被害者等に対する理解の向上のため、どのようなカリキュラムが組まれているか、把握されているか。 (2)法科大学院においては、犯罪被害者等に関わる民事・刑事等の法的実務について、被害者の権利の視点からの総合的な法実務の知識を、法曹三者が身につけるべき素養として位置づけ、正規のカリキュラムの中にこれを設定すべきである。 (理由)現状の法科大学院では、刑事関係の授業のなかで犯罪被害者に関わる手続について極短時間とりあげるにすぎない。しかも、犯罪被害者の権利という視点からの総合的な法解釈にもとづく総合的な授業ではない。犯罪被害者の権利という視点になった、刑事・民事の総合的な法教育授業が必要となる。かつて、静岡大学法科大学院では「犯罪被害者と法」という2単位の授業をカリキュラムにとりいれこのような授業を実施した実績がある。	68	文部科学省	(1)「現状の法科大学院では～刑事関係の授業のなかで犯罪被害者に関わる手続について極短時間とりあげるにすぎない」とご指摘いただいているが、文部科学省にて全法科大学院のシラバスを監査し、令和6年5月時点において、被害者学又は被害者支援に特化した科目を設置している法科大学院が6校、被害者学又は被害者支援を8回以上扱う科目を開講する予定の法科大学院が2校あると承知している。また、これ以外にも、犯罪被害者等に関連した講義を行う科目を開講する法科大学院は複数校ある。 (2)大学・大学院における教育課程は、法令に基づき、自ら掲げる教育理念や教育上の目的に基づき構成することとされており、講義内で特定の内容について取り扱うよう一律に義務付けることは困難であると考え、文部科学省としては犯罪被害者等に対する理解の向上等、各法科大学院が真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、引き続き取組を促してい。	◎	
63	假谷構成員	犯罪被害者が利用できる医療制度の一覧が周知されていないのではないか。	69	◎厚生労働省 警察庁	【警察庁】 犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくなるよう、警察庁において、犯罪被害者等の目録に立った検索のしやすいポータルサイトを構築するための作業を行っているところであり、早期の開設に努めるとともに、開設後もその充実に取り組む。 【厚生労働省】 医療機能情報提供制度は、国民・患者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報を提供するものであるため、犯罪被害者が利用できる他制度までも含めた周知を行うことは困難であるが、犯罪被害者等を含め国民の方へ医療機能情報提供制度が適切に周知されるよう引き続き対応してまいりたい。	◎	
64	太田構成員	今国会で成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」では、学校設置者等及び民間教育保育等事業者は教員や従事者による児童対象性暴力等を防止し、児童被害者を保護する責務を課されることになり、また防止のための研修を教員等に行う義務が課される予定です。こうした性犯罪被害防止のため、被害者支援に知見や経験のある学識経験者や職能団体の職員等による適切な教育、研修体制が整えられる必要があると思います。 あと、犯罪事実が確認された者に対しては、業務に従事させないなどの必要な措置を取ることとされているが、単にこどものいない部署への配置転換だけでは不十分です。再加害防止教育等、適切な研究教育を行う必要があります。		子ども家庭庁	子ども性暴力防止法で事業者に求められる研修については、専門家等の参画の下、研修教材を作成・周知を行うなど、それが効果的なものになるよう検討していく。 また、こどもの性被害防止対策を進めるために、本法に基づいてとるべき具体的措置その他必要な対策については、関係省庁と連携して検討・推進していく。		◎

65	假谷構成員	1. 刑事裁判後の被害者通知において、判決要旨を送られたい。 2. 半年ごとの被害者通知において、わざわざ心情伝達制度を利用するまでもなく、加害者のコメントを通知したらどうか(但し、加害者のコメントは受け取りたくないとする被害者もいると思うので、この通知が必要かを個別に希望を取る必要がある。) 3. 死刑囚の場合には、被害者通知がないので、通知されたい。	72	法務省	1 検察庁では、判決があった場合には、被害者等通知制度により、判決主文、判決年月日及び裁判の確定した日又は上訴をした日を通知している。 さらに、判決内容については、直接判決要旨を送付することまではしていないが、検察官は、被害者等の要望に応じ、その内容につき十分な説明を尽くしているものと承知している。 引き続き、犯罪被害者等を適切に支援してまいりたい。 2 被害者等通知制度は、被害者等に対し、加害者の処遇状況等を通知する制度であるが、通知することとされている内容は、刑の執行終了予定時期や収容されている刑事施設の名称等の客観的な事項であり、通知に当たり、加害者に対して聴取することは、制度上予定されておらず、被害者等通知において、加害者のコメントを通知することは困難である。 なお、心情等聴取・伝達制度は、被害者等が通知を希望する場合には、加害者が述べた事項を被害者等に通知することができることとされているため、被害者等が加害者のコメントの通知を積極的に希望しているような場合には、心情等聴取・伝達制度を紹介するなどして、被害者等の御意向に沿う制度の利用を図ってまいりたい。 3 死刑確定者については、死刑執行までの間、刑事施設に拘置することとされ、矯正処遇を受ける対象とはされておらず、刑の執行を受けている受刑者とは異なる立場に置かれている。 その上で、被害者等通知制度においては、被害者等に対し、懲役又は禁錮等の刑の有罪裁判確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況等に関する事項を通知することとされているところ、死刑確定者については、受刑者として矯正処遇を行う対象ではないことから、その対象となっていない。		
66	假谷構成員	被害者等通知制度について、犯罪被害者を支援する弁護士が存在も同時に案内してもらいたい。	75	法務省	検察官は、犯罪被害者等の事情聴取等を行う際に、被害者等通知制度について説明するとともに、必要に応じて、犯罪被害者を支援する弁護士についても情報提供していると承知している。 引き続き、犯罪被害者等を適切に支援してまいりたい。	◎	
67	假谷構成員	仮釈放中の特異行動等の有無は、被害者にとっては重要な事項であり、御礼参りの可能性も踏まえると、適時・適切な方法で情報提供されることが望ましいことから、今後検討されたい。また、仮釈放中の特異動向等の情報提供をした例はどのくらいあるか(数)。	76	法務省	被害者等への仮釈放中の特異動向等の情報提供については、各保護観察所において適切に運用されるものと承知している。なお、情報提供をした件数については把握しておらずお答えすることは困難である。		
68	假谷構成員	保釈に関する情報提供の周知徹底が十分ではないのではないか。特に、送検前後に、情報伝達がきちんとされているのか疑義がある。保釈の動向を気につけない被害者の方が稀であり、通知連絡することを原則としないのか。 (参考) 被害者に代理人が付く前の捜査段階で、被害者に被害者等通知制度と一緒に捜査機関が希望を確認したところ、通知制度は希望があったが保釈については希望がなかったと、代理人がついてからも保釈があったことが検察官から知られない事例があった。被害者が保釈について理解していないで希望しなかった可能性がある。保釈については基本的には被害者は知りた情報と思われ、希望しないときは制度の説明が足りない可能性があるなどよく確認する必要があることを警察及び検察官に周知して欲しい。また、被害者に代理人が付いた際に、被害者から希望がないことを代理人に伝え、再度代理人から確認する機会を与えるようにしてほしい。通知制度と保釈について等、被害者に希望を確認する書式があるならば、代理人が付いた際に、その内容を共有して欲しい。	80	法務省	被害者等通知制度において、検察庁は、犯罪被害者等が希望する場合に事件の処理結果、公判期日及び刑事裁判結果等を通知しているものであるが、勾留及び保釈等の状況についてもこれらに準じ、犯罪被害者等が特に希望をする場合に通知している。 検察官は、犯罪被害者等の事情聴取等を行うに当たって適切にコミュニケーションを図り、どのような情報の通知を希望するか聴取していることから、犯罪被害者等が必要とする情報をできる限り通知しているものと承知している。	◎	
69	假谷構成員	再被害の防止に向け、関係機関・団体と連携した支援を行っているとのことであるが、連携先機関として弁護士は含まれているか。又は、連携先の機関・団体に、弁護士などが配置されているか。配置されているとすればどの程度配置されているのか、配置数は事件数に見合っているのか、明らかにしてほしい。弁護士等が配置されていないのであれば配置してほしい、不足しているということであれば不足を解消してほしい。	81	警察庁 子ども家庭庁 厚生労働省	【警察庁】 被害者が法律支援を求める場合には、連携先機関である法テラス等を紹介するなどしている。 全国の法テラスには、常勤弁護士が配置されており、総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づき、配偶者等からの暴力事案等の被害者に対し、必要な法律相談を実施することなどを内容とする「DV等被害者法律相談援助」が実施されているものと承知している。 【子ども家庭庁】 連携機関である児童相談所においては児童福祉法第十二条第四項において、「児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うもの」とされており全ての児童相談所において弁護士の配置もしくは弁護士事務所等との契約等がされている。 【厚生労働省】 令和6年4月より施行された女性支援新法においては、国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援を講ずるにあたり、日本司法支援センター(法テラス)等も含めた関係機関との緊密な連携を図ることが規定されている。また、支援対象者や女性相談支援センターにおける法的対応について、助言や関係者との調整等を行うために、弁護士の配置や関係機関との連携に必要な費用を補助している。弁護士の配置数は把握はしていないが、こうした取組を通じて、引き続き、支援対象者及び支援機関に対する法的な支援を推進してまいりたい。		
70	假谷構成員	スクールサポーターの要請数、具体的な活動内容について明らかにしてほしい。スクールサポーターの活動効果について当局はどのような認識か、教えてほしい。 スクールサポーターが退職警察官であるならば、侵入不審者への対応なども可能であり、再被害防止のために有用であると思われる。全国の学校数に照らすとまだまだ限定的であり、引き続き実施されたい。	82	警察庁	スクールサポーターの学校からの要請数については把握していない。 具体的な活動内容として、 ・スクールサポーターが教職員と連携して学校において問題行動を起こす少年やその保護者に対し適切な助言・指導を行い、少年の問題行動を解消した事例 ・所属生徒のSNSに起因する性被害について、学校から相談を受けたスクールサポーターが、被害者支援、再被害の可能性等について丁寧な説明・助言を行うことで、適切な事件化につながった事例 ・児童、生徒に対して、元警察官としての知識や経験を活かし、緊急時の避難要領、不審者からの声掛け等に対する対応要領等について積極的な指導するなど、学校における不審者対応訓練を効果的に実施した事例等があり、学校と警察との緊密な連携を図る上での架け橋として少年の非行防止や犯罪被害防止対策において、重要な役割を果たしていると認識している。 スクールサポーター制度は、学校と警察が連携するための枠組みの一つとして、担当する学校への訪問活動、常駐等を通じて校内における少年の問題行動に機動的に対応し、きめ細かな指導を行うことができる点において、意義の大きい制度であることから、引き続き、スクールサポーターの積極的な導入に向けて、都道府県警察の取組を促してまいりたい。		
71	假谷構成員	個々の検察官において、氏名・住所秘匿、付き添い、遮へいに関する意識向上は図られているが、制度上、犯罪被害者等の情報保護が不十分ではない点がみられる。 例えば、ストーカー事件等被害者参加対象事案以外の被害者が傍聴したいときに、遮へい措置が実施できない。被害者参加対象事案を増やすことが求められるが、法改正までの当面の間は、対象外であっても、被害者保護法2条の記載の趣旨を踏まえ、被害者の傍聴が可能となる運用をされるよう、裁判所に申し入れられたい。	83	法務省	公判廷における傍聴の在り方については、手続を主宰する裁判所において判断されるべき事柄であるが、一般論として、検察当局においては、傍聴等にあたって被害者から希望がある場合には、個々の事案に応じ、当該希望の事実を、裁判所に伝えるなどの配慮をしているものと承知している。	◎	
72	假谷構成員	個人情報の取り扱いのみならず、二次被害を与えないような研修を行ってほしい。	85	法務省	法テラスでは、職員や常勤弁護士に対し、①犯罪被害者等への対応に係るロールプレイ研修、②被害児童等への初期対応に係る研修、③法テラスの犯罪被害者支援業務に係る研修等を実施し、職員等が二次的被害を防止して犯罪被害者等に適切に対応できるよう努めている。	◎	
73	假谷構成員	DV等支援措置の実施には、半年ごとに役所へ行かなければならない。引っ越しした場合に、引っ越し前の役所に行かなければならず、遠隔地の実家に身を寄せている場合等に、交通費と時間を要するのが、負担が大きい。あとは、引っ越し先の役所で手続できるようにするなど。	86	総務省	DV等支援措置については、被害者に係るDV等被害の状況がケースごとにさまざまに変化し得ることから、期間を一年と定め、申出があれば状況を確認して延長することとしている。また、支援措置の実施に関する最終的な判断は市町村長において主体的に行う必要があり、延長の際には書類の提出だけでなく、市町村において申請者の詳細な状況を確認する必要があるため、出頭を求めている。 また、引っ越しをして住民票を異動した場合には、異動先の自治体に対して新たに支援措置の申出を行うこととなるが、その際、申出者が、住民票や戸籍の附票の除票を保存する他の市町村に対して、併せて支援措置を求める場合には、その旨を併せて申出書に記載することとしている。したがって、除票を保存する引っ越し前の自治体への出頭は不要である。 なお、本人の出頭が難しい場合には、代理人による手続も可能となっている。		

74	假谷構成員	DV等支援措置に係る手続について、一部に代理人出頭による方法や例外的に郵送が認められるようであるが、役所への出頭に代えてWEB会議方式での実施も柔軟に検討してもらいたい	86	総務省	DV等支援措置に係る手続のオンライン化については、市町村長が主体的に行う支援措置に関する最終判断において、対面で申請者の状況の聞き取り等を行う機会が失われることや、確実な本人確認ができず、なりすましによる申請が行われる可能性があることなどを懸念する自治体もあることから、慎重に検討する必要がある。		
75	假谷構成員	秘匿決定（民事訴訟法133条）がなされている訴訟における判決等の不動産執行に登記事務が関わるため、登記の表記についても通達により明示されているか。登記事務担当者の周知はできているのか。	87	法務省	民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて、令和5年2月13日付け通達等を各法務局・地方法務局宛てに発出し、登記事務担当者に周知している。		
76	假谷構成員	犯罪被害者等が実名報道を希望しない場合、原則、犯罪被害者などの氏名を発表しない運用をされたい。報道の自由も無制限の権利でなく、プライバシーとの均衡を図るべきというのが憲法上の要請である。被害者が望まないのに、被害事実、被害者実名等が報道される結果となることを承知しながら、記者発表をすることは、実名報道を行っているのと同罪であり、犯罪被害者等のプライバシーを侵害している認識をもつべきである。 また、被害者死亡事案において、遺族が事実を知る前に報道発表をすることは（重大発表等と暗に被害者が死亡したことを示すような発表を含む）、遺族の心情を著しく害する二次被害行為であるから、厳に止められたい。	89	警察庁	警察においては、犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利利益、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否やその内容について組織として判断、決定しているところ。警察としては、引き続き、被害者御本人や御遺族等の意向も十分に尊重してタイミングを含む発表の適否やその内容を個別に判断していくこととしたい。	◎	
77	假谷構成員	広報の効果測定はしているのか。広報の効果についてどのような見解を持っているか明らかにされたい。	94	法務省	法律相談援助等の窓口となる犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せ件数は、平成30年度の1万5,145件から令和4年度には2万889件へと大きく増加しており、その認知媒体を聴取したところ、令和4年度では、ホームページが約19.4%、関係機関等が約19.3%、パンフレット類が約1.3%等となっていることから、広報の効果は一定程度認められると考えているが、引き続き、適切な効果測定に基づき広報の実施に努めていく。		
78	假谷構成員	凄惨な児童虐待事案があとをたず、とくに近時児童が書いた学校に提出したアンケートを、保護者に開示した不適切事例も指摘、報道されているところと承知している。各学校に、関係機関との連携体制を構築するよう促しているとのことであるが、実現しているのか。	95	文部科学省	施策番号95に記載のとおり、学校・教育委員会等に対し、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部局への定期的な情報提供、児童相談所職員との合同研修への参加など、関係機関との連携体制の構築を促しているところであり、例えば、男子児童とその父親とのスクールカウンセラーの面談から、当該児童への虐待の様子を把握し、スクールソーシャルワーカーや福祉部局と連携して当該児童を支援した事例等を承知している。		
79	假谷構成員	加害者プログラムに関し、実施後はその具体的内容、効果などを随時、公表されたい。	100	内閣府	加害者プログラムについては、内閣府において、令和2年度から令和4年度の調査研究事業において試行的に実施し、令和5年5月、プログラムの内容、回数、実施方法等を含め、地方公共団体が実施する際の留意事項を「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」として整理し、地方公共団体に配布するとともに、内閣府男女共同参画局のウェブサイトで公開している。また、令和6年度からは、本「留意事項」等を活用した地方公共団体による加害者プログラムの実施について、都道府県等への交付金も活用し、推進しているところ、上記ウェブサイトにおいては、交付金を活用した取組の具体的事例を含め、関連情報の一元的な提供・発信等を行っている。加害者プログラムの効果については、「留意事項」において、プログラム前後で加害者・被害者の状況確認等を行うことが有用であること等を記載しているところ、引き続き、「留意事項」等を活用した実施自治体による取組を促してまいりたい。		
80	假谷構成員	特別改善指導の受講者が、年間530人というのは少ないのではないのか。これにより被害弁償につながった事例はどの程度あるのか。効果検証の結果は公表されているのか。	101 154	法務省	特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」は、「被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償について特に考えさせる必要がある者」を対象として実施しており、R4年度の受講開始人員は530名であった。 もっとも、当該指導の対象とならない者であっても、被害者やその遺族等の被害に関する心情や置かれている状況等を理解させ、罪障感を減らすための指導を実施する必要がある者に対しては、一般改善指導として「被害者心情理解指導」を実施しているほか、これら二つの改善指導を受講させる以外にも、被害者等の心情等を理解させるための各種取組も行っている。 以上のように、被害者等の心情等を理解させることなどを目的とした指導や取組を様々な場面で実施しているところ、同一人に対して、これらの指導等を複合的に実施する場合もある上、被害者弁済をした要因は、これらの指導等以外にも様々なものが想定されることから、特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」の効果のみによって被害者弁済がなされたかどうかを一概にお答え事例を把握することは困難である。加えて、法務省として、特別改善指導の受講者等が被害者弁済をした件数については把握していないため、その件数について、お答えすることも困難である。 また、特別改善指導の「被害者の視点を取り入れた教育」については、令和5年度から2か年計画で効果検証に用いる測定ツールの策定など効果検証の方法について検討しており、当該結果に基づき、令和7年度から効果検証のためのデータ収集を実施する予定である。	◎	
81	假谷構成員	被害者等の心情等を理解させるための各種取組としてどのようなことを実施しているか。 「被害者の視点を取り入れた教育」については、単に被害者の話を聞くだけでは、効果のある受刑者と、反省をして逆効果になる受刑者もあるようである。効果検証の方法について、引き続き検討いただきたい。その上で、特別改善指導の具体的内容や効果についての具体的事例については随時公表されたい。	101	法務省	特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）及び一般改善指導（被害者心情理解指導）が中心となるところ、これ以外にも、被害者等の心情等の聴取・伝達制度や更生への動機付けを高めることを目的とした一般改善指導（対話）における職員との対話、篤志面接委員との面談、教諭師による教訓等の様々な取組が要因となって、被害者等の心情等の理解が深まることが考えられる。 特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）においては、犯罪被害者に講話をいただくことに加え、受刑者の特性に応じ、グループワーク、個別面接、課題作文等の様々な方法により、被害者等の心情等を認識させ、被害者等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせるよう指導している。 特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）の具体的な内容については、法務省ホームページにおいて、平成18年5月23日付け法務省通知第3350号矯正局長依命通達「改善指導の標準プログラムについて」を公表しているところであり、当該指導については、令和5年度から2か年計画で効果検証に用いる測定ツールの策定など効果検証の方法について検討しており、当該結果に基づき、令和7年度から効果検証のためのデータ収集を実施する予定である。当該指導の効果の公表については、効果検証の在り方の検討結果を踏まえ、引き続き検討してまいりたい。	◎	
82	假谷構成員	今後の一般遵守事項としての指導が被害弁償につながることを期待する。 加害者に対する指導監督の具体的内容について明らかにされたい。 被害者等の安全を脅かす事例などはあったのか、あるとすれば、その数は何件くらいか、明らかにされたい。	102	法務省	（被害弁償・指導監督の具体的内容） 令和5年12月から施行された改正更生保護法において、指導監督の方法として、被害者等の被害を回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示等の措置をとることが定められたことを踏まえ、保護観察においては、被害者のある犯罪又は非行をした保護観察対象者に対し、その状況等に応じ、被害者等の被害に関する心情や置かれている状況等を理解することや、しよく罪計画を立てその実行に努めること、しよく罪指導プログラムを受けることなどについて生活行動指針を設定し、これに即して生活し及び行動するよう必要な指示等を行うなどの指導監督を実施している。 （被害者等の安全を脅かす事例） お尋ねの件数については把握しておらず、お答えすることは困難である。	◎	
83	太田構成員	以前の会議において警察庁は全国の警察においてストーカーの加害者に対する教育や処遇がどのように行われているか把握していないことしたが、把握すべきです。ストーカーの加害者（警告又は禁止命令対象者）に対しどのような取り組みが警察でなされているかを把握したうえで、よりよい対応を模索するべきだと考えます。	103 105	警察庁	警察庁では、ストーカー加害者対策として、令和6年3月に、全国警察に対し、ストーカー加害者等に対する新たな施策（①ストーカー加害者に対する連絡、②ストーカー加害者に対する治療等の有用性の教示の原則化及び③ストーカー被害者に対する危機意識の醸成）の開始を指示した。 警察庁においては、全国での当該施策の実施状況について把握するとともに、当該施策の実効性を向上させるための必要な検討を推進してまいりたい。		◎
84	假谷構成員	加害者から被害者に対する賠償がされた事例はどの程度あるか。贖罪のためのプログラムが実施されているとは思えない。	104	法務省	保護観察中の者による被害者弁償の件数は把握していないものの、保護観察においては、被害者のある重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさを認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とした「しよく罪指導プログラム」を実施している。 令和4年10月からしよく罪指導プログラムを改定し、内容を充実させるとともに実施対象を拡大したところであり、令和5年は全国で1,502件実施した。	◎	

85	假谷構成員	しよく罪指導プログラムの実施は、重大犯罪に限るとしても犯罪認知件数に比して少ないのではないかと。 しよく罪指導プログラムの具体的な内容はどのようなものか。贖罪プログラム実施の効果はあるのか。 贖罪プログラムの実施とその後の被害弁償件数との相関を確認されたい。	104	法務省	しよく罪指導プログラムは、保護観察に付された者のうち、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件により保護観察に付された者、その他被害の状況や被害者感情等を踏まえしよく罪指導プログラムを実施することが必要と判断した者に実施しているものである。 指導プログラムは以下の全4課程で構成されており、各課程の内容は以下のとおりである。 ①自己の犯罪行為やその責任について考えさせること ②被害者等の心情や置かれている状況等を理解させること ③被害者等への謝罪や被害弁償に関する対応や考えについて整理させること ④具体的なしよく罪計画を作成させること 保護観察中の者による被害弁償の件数は把握していないものの、保護観察官は、これら4課程の終了後、実施対象者と面接を行い、その内容を確認し、作成させたしよく罪計画に基づき、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、指導等を行っているところ。 保護観察開始前から賠償が実施されている場合や、賠償額が確定していない場合などから、賠償の実施件数等は、必ずしも保護観察における指導の状況を把握するための指標とはならないと考えているが、ご指摘を踏まえ、どのような賠償の実施状況の把握が可能であるか検討してまいりたい。	◎	
86	假谷構成員	ストーカー等、再被害の実態を把握しているか。ストーカーの法定刑懲役1年で短すぎ、出所してすぐに再犯することの抑止になっていない点は、法定刑を重くする方向での改正が必要ではないか。ストーカーが、探偵等を用いて、被害者情報を集めることができたり、これを防止する方策を検討されたい。	105	警察庁	ストーカーの法定刑については、議員立法による平成28年のストーカー規制法改正において、ストーカー行為が国民生活に重大な影響を及ぼしており、厳重に対処すべきとの国民の意識も高まっている状況も鑑みて、現行の罰則にまで引き上げられた経緯があるものと承知しており、同法の罰則の強化については、慎重に検討すべきものと認識している。 ストーカー規制法第6条においては、何人も、ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供することは禁止されており、探偵業者等であっても、同条の規定の適用が除外されるものではない。また、ストーカー等の加害者が、住民基本台帳の閲覧等の制度を不正に利用して、被害者情報を集めることを防止するため、市町村が行う住民基本台帳の閲覧に係る支援措置があるところ、当該支援措置の適切な運用を図るため、関係機関と連携することとしている。		
87	假谷構成員	10%に満たないとはいえ、ストーカー事案の再犯者が出ていることに鑑みると、より実効的な安全確保方策を早急に策定、実施すべきである。	105	警察庁	関係機関と協力し、被害者に関する個人情報保護等を実施しているほか、被害者の安全確保をより確実なものとするために、令和6年3月から、全国警察において、ストーカー加害者等に対する新たな施策 ①ストーカー加害者に対する連絡、②ストーカー加害者に対する治療等の有用性の教示の原則化及び③ストーカー被害者に対する危機意識の醸成を実施し、加害者対策及び被害者の保護対策の更なる強化にあたっている。	◎	
88	太田構成員	犯罪者が被害者の所在する都道府県には帰住しないよう、仮釈放前の生活環境調整において確実に帰住調整を行うようにすべきだと考えます。また、保護観察において、対象者が被害者の所在する都道府県に転居することを許可しないようにすべきです。両者の場合、やむを得ない正当な理由があって、被害者の所在する都道府県に帰住又は転居することを認める場合でも、被害者の所在する地域には接近しないような特別遵守事項を設定できるようにすべきであると考えます。		法務省	令和5年12月に施行された改正更生保護法においては、矯正施設収容中の生活環境の調整、仮釈放等審理、保護観察等の同法の規定によりとる措置は、いずれも被害者等の被害に関する心情やその置かれている状況等を十分考慮して行うことが明記された。 また、改正更生保護法では、仮釈放等審理における意見等聴取制度において被害者等から聴取する意見として、仮釈放等に関する意見のほか、生活環境の調整に関する意見等も聴取することが明記され、生活環境の調整を行うに当たっては、当該聴取した意見等を考慮することとなる。 これらの規定も踏まえ、加害者に対する生活環境の調整や保護観察を行うに当たっては、被害者等の御意向も考慮しつつ、加害者の希望する帰住予定地や転居先等が被害者等の居住地に近接していないかどうかなどに留意するよう努めている。 また、特別遵守事項については、再犯防止等の観点から、必要に応じて、被害者等に接触しないことなどを定めている。 引き続き、生活環境の調整や保護観察を行うに当たっては、被害者等の御意向等を十分に考慮して対応してまいりたい。	◎	
89	假谷構成員	被害者支援室の方は、被害者対応の理解が進んでいるように思われるが、各署に被害者支援室の設置はされているか。被害者支援室につなぐよう、周知はされているか。なお、交通事故に関し、警察段階での捜査が不十分、ずさんで立件に至らないなどの例があり、不満が大きいので、対応策を検討されたい。	107	警察庁	都道府県警察においては、警察本部に犯罪被害者等支援を担当する部署を設置しているほか、全警察署等において、専門的な支援が必要とされる事件が発生した場合に犯罪被害者等支援活動を実施する「指定被害者支援要員」を配置しており、支援が必要な犯罪被害者等を確実に犯罪被害者支援部門につなぐ体制を整備している。 また、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害行為等が疑われる交通事故や事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行うとともに、交通事故事件捜査の基本である実況見分等に関する教育の充実を図っている。 加えて、本令和6年12月に全国交通事故事件捜査統括官等会議を開催し、都道府県警察の交通事故事件捜査統括官に対し、適正かつ厳密な交通事故事件捜査の一層の推進等を指導した。	◎	
90	假谷構成員	指定犯罪被害者支援要員に対する研修等を充実されたい。	107	警察庁	各都道府県警察においては、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施しているほか、被害者の心情に配慮した支援を推進するため、男性や性的マイノリティの方への対応、障害者の特性を踏まえた対応など、指定被害者支援要員等に対する研修の充実に努めている。	◎	
91	假谷構成員	各県警察本部や、各警察署から、弁護士会に対し(例えば、監視庁から東京三弁護士会に対し)、講師派遣を要請しているか。	112～114	警察庁	各都道府県警察においては、犯罪被害者支援に携わる職員に対する研修等において弁護士を講師として招へいするなどして、対応能力の向上に努めている。		
92	假谷構成員	交通事故以外でも、副検事の被害者に対する説明が不十分である例がある。副検事への研修は交通事故以外でも実施されたい。なお、交通事故に関し、警察段階での捜査が不十分、ずさんで立件に至らないなどの例があり、不満が大きいので、対応策を検討されたい。	115 148	警察庁 法務省	【警察庁】 警察においては、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害行為等が疑われる交通事故や事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行うとともに、交通事故事件捜査の基本である実況見分等に関する教育の充実を図っている。 加えて、本令和6年12月に全国交通事故事件捜査統括官等会議を開催し、都道府県警察の交通事故事件捜査統括官に対し、適正かつ厳密な交通事故事件捜査の一層の推進等を指導した。 【法務省】 法務・検察においては、副検事を対象として、交通事故に限らず、刑事事件一般について、犯罪被害者等に関する研修を実施しており、引き続き、適切な研修の実施に努めてまいりたい。	◎	
93	假谷構成員	交通事故において、終局処分が被害者等の希望に沿わないものであることは仕方がないとしても、被害者等の心情を理解した上での、丁寧な説明がなされるよう、さらなる研修の充実を図っていただきたい。 検察庁から、弁護士会に対し(例えば、東京地検から東京三弁護士会に対し)、交通事件担当副検事向けの講師派遣を要請しているか。	115	法務省	法務・検察においては、副検事を対象として、交通事故に限らず、刑事事件一般について、犯罪被害者等に関する研修を実施しており、引き続き、適切な研修の実施に努めてまいりたい。 なお、検察当局においては、弁護士会の被害者支援委員会等と連携し、意見交換会や勉強会を実施するなどの取組を行っており、それらの取組には交通事件を担当する副検事も参加しているものと承知している。	◎	
94	假谷構成員	厚生労働省から、弁護士会に対し(例えば、東京地検から東京三弁護士会に対し)、民生委員・児童委員向けの講師派遣を要請しているか。	116～120	厚生労働省	厚生労働省から弁護士会に対し、民生委員・児童委員向けの講師派遣の要請は行っていない。		

95	假谷構成員	被害児童の年少化が進んでいる。さらなる面接技術の向上に努められたい	121	警察庁 こども家庭庁 法務省	【警察庁】 引き続き、児童の心情や特性に配慮した聴取方法等の研修を継続して実施していくほか、子どもからの聴取に関するAI訓練ツールの開発等により実戦に近い訓練を行い、更なる聴取技術の向上に努める。 【こども家庭庁】 引き続き、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を進めるほか、警察、検察庁、児童相談所等の関係機関が参加可能な研修への補助を実施し、更なる連携強化・面接技術の向上に努める。 【法務省】 検察庁においては、各種研修等における専門家による児童の聴取方法に関する講義、演習の受講、民間団体主催の研修への参加、各庁における勉強会などを通じて、いわゆる司法面接的手法に基づく専門的な聴取技術の習得に努めており、引き続き、面接技術の向上に努めていくものと承知している。		◎
96	假谷構成員	遮蔽措置、ビデオリンク措置について法廷設備などを一層の充実化を図っていただきたい。偏面的遮へい措置の機材（マジックミラーのようなもの）は、東京高裁管内でも極めて限られた数しか準備がないと聞いている。裁判所に対し、十分な準備を行うとともに、そのような制度を利用することも可能であることを周知されたい。	122	法務省	裁判所が管理する法廷設備の整備等については、裁判所において適切に検討されるべき事柄であり、法務省としてお答えする立場にないが、一般論として、検察当局においては、被害者等が遮蔽措置やビデオリンク措置を希望している場合には、個々の事案に応じ、当該希望の事実を、裁判所に伝えて適切な対応を求めているものと承知している。		
97	假谷構成員	施策番号38、42、50、51、54、62、63、68、74、78、79、80、81、84、87、88、90、91、93、94、96、103、106、108、110、111、114(149)、116、117、119、120、123、124については、引き続き実施されたい。	左記	関係府省庁	御指摘の施策については、必要な検討を行いつつ引き続き実施してまいりたい。		◎

第3 刑事手続への関与拡充への取組						
要望 番号	構成員	施策の進捗状況に対する意見・評価	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点 案文 検討
98	假谷構成員	検察官によっては、「公訴事実の要旨」を書き出した書面を交付されることがあるが、損害賠償命令の申立てに必要であり、第1回公判後は裁判所での謄写も可能になるものであるから、不適切な事情が無い限り、原則起訴状の写しを交付するよう改善されたい。	129	法務省	損害賠償命令制度においては、損害賠償命令の申立ては、申立書に「刑事被告事件に係る訴因として特定された事実」等を記載した上、刑事被告事件の弁論の終結までにすることとされ、起訴状の内容を把握した上で当該申立てを行うことが前提とされており、検察当局においては、損害賠償命令の申立てをすることができる被害者等から、起訴状記載の公訴事実等の内容を把握したいとの要望があった場合に、当該公訴事実等の内容を記載した書面を交付するに当たっては、 ・ 起訴年月日 ・ 起訴状記載の公訴事実 ・ 罪名及び罰条並びに被告人の氏名 を記載すること、また、 ・ 被告人の住所についても、犯罪行為を助長するおそれがあるなどの特段の弊害が認められない限り、記載すること などについて留意しつつ対応するなど、損害賠償命令の申立てに必要な情報の提供に努めているものと承知している。（平成20年11月25日付け最高検察庁公判部長通知「起訴状記載の公訴事実等の内容を記載した書面の交付について」）	◎
99	假谷構成員	不起訴事案、控訴審にも対応されたい。	130	法務省	不起訴記録の閲覧、公判記録の閲覧等に関しても、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」に掲載するとともに、ウェブサイト（法務省ホームページ）上にも掲載するなどして、制度を広く周知しており、また、個別事件の捜査・公判においても、犯罪被害者等に対して適切な情報提供等を実施している。	◎
100	伊藤構成員	犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実について、「～努めた」とあるが、検察官によって対応に差が生じないようにするためには、指針なり書面化したものがあるといのではないか。	131 132	法務省	犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実については、平成26年10月21日付け次長検事依命通達「犯罪被害者等の権利利益の尊重について」をはじめとする各種通達等が発出されており、検察当局においては、これらの通達等を踏まえ、適切に対応しており、今後も、引き続き適切に対応していくものと承知している。	◎
101	假谷構成員	公判前整理手続について、被害者参加弁護士が就いていても、検察官の方から経過について連絡してもらえないことがまみられる。連絡されたい。	132	法務省	検察当局においては、公判前整理手続等が行われた場合は、積極的に被害者等とコミュニケーションを図り、早期に被害者等の要望を把握した上で公判前整理手続等に臨み、その経過及び結果について適切な説明を心がけているものと承知しており、引き続き、適切な対応に努めていくものと承知している。	◎
102	假谷構成員	保釈時に被害者への問い合わせを確実に実施する方策を検討されたい。保釈決定があったときに直ちに、かつ確実に被害者へ連絡される方法を検討されたい。	134	法務省	保釈決定があった際の被害者への連絡については、検察当局において、被害者の希望も踏まえ、個々の事案ごとに、適切に対応しており、今後も、引き続き適切に対応していくものと承知している。	◎
103	假谷構成員	上訴の要否について、被害者の意向が必ずしも聴取されていないように感じられる。確実に聴取される方策を検討されたい。	135	法務省	被害者等が、判決で自己を被害者等とする事件に関し、適正な事実認定がされるとともに、これに基づき公正妥当な刑罰が科されているかどうかに関心や懸念を寄せ、場合によっては、検察官が上訴するよう要望することは当然であり、検察当局においては、上訴の要否を検討する際には、必要に応じ、被害者等から意見聴取を行うよう努めているものと承知している。 また、被害者が上訴を望む旨述べていたものの、判決内容や証拠の内容に照らし上訴しないこととする場合などにおいては、被害者等の心情に配慮するとともに、関係者の名誉やプライバシーも考慮しつつ、事案に応じ、上訴をしないこととした理由を説明するなど、適切に対処しているものと承知している。	◎
104	假谷構成員	検察官から少年事件被害者への説明が十分にされているとは思えない。確実に実施されるよう検討されたい。	136	法務省	検察庁においては、犯罪の被害に遭われた方やその御遺族の御希望に応じ、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請に配慮しながら、必要な事項について、丁寧に説明し、そのお気持ちにできる限り応えられるよう努めており、この点については、少年事件の被害者対応においても基本的に変わることとはなく、今後とも、法令の許す範囲で、犯罪の被害に遭った方や御遺族の方々の心情等に配慮し、適切な説明に努めていくものと承知している。 ただし、少年事件の審判については、検察官が関与することなく進行する事案が多く、そのような事案について審判の状況を検察官において説明することは困難である。そのため、そのような場合には、検察官は、適宜、家庭裁判所の窓口を案内するなど、丁寧な対応に努めているものと承知している。	
105	假谷構成員	検察官から少年事件被害者への説明が十分にされているとは思えない。確実に実施されるよう検討されたい。傍聴件数の数が少ない理由は何か。	137	法務省	（少年事件の被害者への説明について） 検察庁においては、犯罪の被害に遭われた方やその御遺族の御希望に応じ、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請に配慮しながら、必要な事項について、丁寧に説明し、そのお気持ちにできる限り応えられるよう努めており、この点については、少年事件の被害者対応においても基本的に変わることとはなく、今後とも、法令の許す範囲で、犯罪の被害に遭った方や御遺族の方々の心情等に配慮し、適切な説明に努めていくものと承知している。 ただし、少年事件の審判については、検察官が関与することなく進行する事案が多く、そのような事案について審判の状況を検察官において説明することは困難である。そのため、そのような場合には、検察官は、適宜、家庭裁判所の窓口を案内するなど、丁寧な対応に努めているものと承知している。 （傍聴について） 被害者による少年審判の傍聴については、少年法上、家庭裁判所の許可が必要とされており、裁判所の判断に関わる事柄について、法務当局としてお答えすることは困難である。 一般論で申し上げると、少年法上、家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪など、一定の罪の被害者等から申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質等を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれなく相当と認めるときは、被害者等の傍聴を許すことができることとされている。	
106	假谷構成員	引き続き実施されたい。パンフレットを交付する際に弁護士制度も案内してもらいたい。	139～141	警察庁 法務省	【警察庁】 引き続き、「被害者の手引」を交付する際に弁護士制度をはじめとする各種制度等の案内が適切に実施されるよう都道府県警察を指導する。 【法務省】 検察官は、犯罪被害者等の事情聴取を行う際などに、必要に応じ、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を交付するとともに、犯罪被害者を支援する弁護士についても情報提供しているものと承知している。 引き続き、犯罪被害者等を適切に支援してまいりたい。	◎
107	假谷構成員	警察段階で、加害者情報を被害者に伝達するよう求めても断られる例が散見されるので、改善されたい。	145	警察庁	引き続き、被害者連絡制度における加害者情報の被害者への連絡については、除外事由に該当する場を除き、被害者連絡実施要領に基づいて確実に実施されるよう、都道府県警察を指導する。	◎
108	假谷構成員	特に不起訴となる事案についてはなぜ不起訴になってしまうのかを丁寧に説明して被害者が納得できるようにしていただきたい。	146	法務省	検察庁においては、不起訴処分をする際に、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請に配慮しながら、被害者やその御遺族の御要望に応じ、不起訴処分の内容やそのような判断をした理由を丁寧に説明するよう努めており、その説明の中において、被害者等の御要望も踏まえて、説明するなどの配慮を行っているものと承知している。 今後とも、適切な説明に努めていくものと承知している。	◎
109	假谷構成員	死亡事案であれば、重大悪質な交通事故事件に含まれるのか。死亡案件で、適切な捜査がされていない例も散見される。	147	警察庁	警察庁では、「被害者連絡実施要領の改正について（通達）」（令和5年7月10日付け警察庁丙刑企発第19号ほか）により、「死亡ひき逃げ事件」及び「車両等の交通による人の死亡があった事故」等を重大な交通事故事件と定義して被害者連絡の対象事件としており、お尋ねの死亡事案については同事件に含まれる。 警察においては、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害行為等が疑われる交通事故や事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行うとともに、交通事故事件捜査の基本である実況見分等に関する教育の充実を図っている。 加えて、本令和6年12月に全国交通事故事件捜査統括官等会議を開催し、都道府県警察の交通事故事件捜査統括官に対し、適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等を指導した。	

110	假谷構成員	不起訴記録が客観的なものに限られておらず、その後の民事裁判等で大きな支障を生じている。不起訴処分に関する十分な説明と不起訴処分を争う機会の確保を要します。加害者の供述調査を含め、検察官の柔軟な判断により、開示の対象とされたい。	150	法務省	不起訴処分に当たっては、検察官において、事案に応じ、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請に配慮しつつ、被害者等の御要望を踏まえて処分理由の説明の一環として、御指摘の被害者の供述内容を含む必要な事項についても説明するなどの配慮を行っており、引き続き、適切な説明に努めていくものと承知している。 検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その検察官の属する検察庁の所在地を管轄する検察審査会にその処分の当否の審査の申立てをすることができる(検察審査会法第30条)とされ、一般国民の中から、無作為に抽出された検察審査員で構成される検察審査会が、検察官の不起訴処分の当否を審査することを通じて、検察官が行う公訴権の実行に民意、すなわち、一般国民の感覚を反映させて、その適正を図ることとされている。	◎
111	假谷構成員	現状不起訴記録が被害者に開示される範囲が狭過ぎる。開示の範囲の拡大について前向きに検討して欲しい。	150	法務省	不起訴事件記録の開覧請求について一般論を御説明すると、不起訴事件記録については、刑事訴訟法第47条により、原則として公にしないものとされており、同条ただし書により「公益上の必要その他の事由」がある場合は、相当と認められる範囲で開示が認められるものとされている。 検察庁では、個別の不起訴事件記録の開覧請求については、記録を保存する検察官において、法令に従い、事案に応じ、適切に対処しており、その判断に当たっては、関係者の名誉、プライバシー等を害するおそれの有無・程度等の開示に伴う弊害を考慮しつつ、関係証拠について開覧を認めるかを個別に検討しているものと承知している。 今後とも、検察官において、犯罪の被害に遭った方やご遺族の方々の心情や要望等に配慮し、関係者の名誉、プライバシー等を害するおそれの有無・程度等を考慮しつつ、より弾力的な運用に努めていくものと承知している。	◎
112	假谷構成員	不起訴になる場合、特に医療観察等では、説明が不十分である。起訴した場合には、事前鑑定や鑑定書等が一定程度開示されることもある。不起訴の場合であっても、一定程度開示されたい。	151	法務省	検察官が公訴を提起しなかった不起訴事件に係る不起訴事件記録の開覧請求について一般論を御説明すると、不起訴事件記録については、刑事訴訟法第47条により、原則として公にしないものとされており、同条ただし書により「公益上の必要その他の事由」がある場合は、相当と認められる範囲で開示が認められるものとされている。 検察庁においては、不起訴処分に当たって刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請に配慮しながら、被害者やその御遺族の御要望に応じ、不起訴処分の内容やそのような判断をした理由を丁寧に説明し、そのお気持ちにできる限り応えらるよう努めており、その説明の中において、被害者の御希望も踏まえ、御指摘のような鑑定の内容も含めて説明するなどの配慮を行っているものと承知している。 このような説明に加えて、不起訴記録の開覧謄写がある場合には、記録を保存する検察官において、上記刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、関係者の名誉・プライバシーの開示に伴う弊害を考慮しつつ、関係証拠(御指摘の鑑定書を含む)について個別に開覧を認めるかを検討し、事案に応じた適切な対処を行っているものと承知している。 今後とも、(法令の許す範囲で、)犯罪の被害に遭った方や御遺族の方々の心情等に配慮し、不起訴処分の内容やその理由について適切な説明等に努めていくものと承知している。	◎
113	假谷構成員	改めて被疑者が心神喪失等を理由に不起訴となる事案の場合には、検察官から被害者に対して十分な説明をして欲しい。被害者に起訴前鑑定の鑑定書を開示するか、それが難しい場合には、検察官から十分な説明が欲しい。鑑定書は責任能力の有無に関する部分に限る一部開示でもよいので検討して欲しい。	151	法務省	検察官が公訴を提起しなかった不起訴事件に係る不起訴事件記録の開覧請求について一般論を御説明すると、不起訴事件記録については、刑事訴訟法第47条により、原則として公にしないものとされており、同条ただし書により「公益上の必要その他の事由」がある場合は、相当と認められる範囲で開示が認められるものとされている。 検察庁においては、不起訴処分に当たって刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、事件関係者の名誉やプライバシー等の保護の要請に配慮しながら、被害者やその御遺族の御要望に応じ、不起訴処分の内容やそのような判断をした理由を丁寧に説明し、そのお気持ちにできる限り応えらるよう努めており、その説明の中において、被害者の御希望も踏まえ、御指摘のような鑑定の内容も含めて説明するなどの配慮を行っているものと承知している。 このような説明に加えて、不起訴記録の開覧謄写がある場合には、記録を保存する検察官において、上記刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、関係者の名誉・プライバシーの開示に伴う弊害を考慮しつつ、関係証拠(御指摘の鑑定書を含む)について個別に開覧を認めるかを検討し、事案に応じた適切な対処を行っているものと承知している。 今後とも、(法令の許す範囲で、)犯罪の被害に遭った方や御遺族の方々の心情等に配慮し、不起訴処分の内容やその理由について適切な説明等に努めていくものと承知している。	◎
114	假谷構成員	希望した被害者については、受刑者との面会・信書の発受を引き続き実施されたい。	153	法務省	被害者と加害者の外部交通の実施に当たっては、二次的被害等の発生に十分に留意しながら、引き続き、適切な運用に努めてまいりたい。	◎
115	假谷構成員	社会記録、少年簿についても一定程度開示されたい。	155	法務省	被害者等通知制度を通じて、少年簿に記載されている情報のうち、その一部は被害者等に対して提供されている。	◎
116	假谷構成員	心情等聴取・伝達制度について、利用可能な被害者にもれなく案内をされたい。被害者通知に、利用案内を同封することを検討されたい。6か月に一度の被害者通知。	156	法務省	本年11月から、被害者等通知制度の通知の際に、本制度のチラシを同封する取組を開始したところであるが、本制度の利用を希望する被害者の方々において、制度を知らなかったために利用できなかったという事態が生じないように、引き続き、適切な制度広報に努め、周知を図ってまいりたい。	◎
117	太田構成員	心情等聴取・伝達制度について、昨年12月から制度の運用が開始されたばかりであるが、第5次計画の検討の参考とするため、ある程度の段階で事例等について情報提供されたい。	156	法務省	運用を開始した令和5年12月から令和6年11月までの1年間の運用状況等について、本制度ホームページ(https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/information.html)で公表している。	◎
118	伊藤構成員	心情等聴取・伝達制度の適切な運用に当たっては、矯正施設単独ではなく、他の機関(民間支援団体や臨床心理士、自助グループ等)とも連携して対応されたい。	156	法務省	関係機関等とも連携しながら、引き続き適切な運用に努めてまいりたい。	◎
119	伊藤構成員	矯正施設の担当者の二次受傷を防ぐ方策(スーパービジョン体制の構築)についても仕組みを作っておくべきである。	156	法務省	メンタルヘルス相談員の配置などを行っており、引き続き、適切な運用に努めてまいりたい。	◎
120	正木構成員	性被害の事案で、加害者が郷里に帰ることを条件に執行猶予になったにも関わらず、その後、保護観察所の判断で元の住所に帰住する事例があった。今後、保護観察所の適切な対応について検討されたい。	159	法務省	令和5年12月から施行された改正更生保護法においては、矯正施設収容中の生活環境の調整、仮釈放等審理、保護観察等の同法の規定によりとる措置は、いずれも被害者等の被害に関する心情やその置かれている状況等を十分考慮して行うことが明記された。 こうした規定も踏まえ、保護観察においては、被害者等の御意向も考慮しつつ、加害者である保護観察対象者の転居先等が被害者等の居住地に近接していないかどうかなどに留意するよう努めているところ。	◎
121	太田構成員	矯正施設からの仮釈放や少年院からの仮退院時の帰住調整に当たっては、犯罪被害者等が加害者に会うことがないよう、適切な方策を検討されたい。	159 163	法務省	令和5年12月から施行された改正更生保護法においては、矯正施設収容中の生活環境の調整、仮釈放等審理、保護観察等の同法の規定によりとる措置は、いずれも被害者等の被害に関する心情やその置かれている状況等を十分考慮して行うことが明記された。 また、改正更生保護法では、仮釈放等審理における意見等聴取制度において被害者等から聴取する意見として、仮釈放等に関する意見のほか、生活環境の調整に関する意見等も聴取することが明記され、生活環境の調整を行うに当たっては、当該聴取した意見等を考慮することとなる。 これらの規定も踏まえ、加害者に対する生活環境の調整を行うに当たっては、被害者等の御意向も考慮しつつ、加害者の希望する帰住予定地が被害者等の居住地に近接していないかどうかなどに留意するよう努めている。 引き続き、生活環境の調整を行うに当たっては、被害者等の御意向等を十分に考慮して対応してまいりたい。	◎
122	假谷構成員	今後保護観察対象者の被害弁償の実態について統計を取っていただきたい。	160	法務省	保護観察開始前から賠償が実施されている場合や、賠償額が確定していない場合があることなどから、賠償の実施件数等は、必ずしも保護観察における指導の状況を把握するための指標とはならないと考えているが、ご指摘を踏まえ、どのような賠償の実施状況の把握が可能であるか検討してまいりたい。	◎
123	假谷構成員	具体的な賠償計画を立てたのは何件か。賠償計画を立てるにあたり、被害者に意向を問い合わせているか。聞かないのはおかしいのではないか。賠償計画に則って賠償がされているのか。	162	法務省	保護観察処遇段階における賠償計画に関する件数は把握していないが、令和5年にしよく罪指導プログラムを実施した件数は、1,502件である。 保護観察所においては、心情等聴取・伝達制度等により聴取した被害者等の心情等を十分に踏まえつつ、しよく罪計画を立てその実行に努めることを生活行動指針として設定するなどして、被害弁償に向けた指導を行っている。 保護観察官は、例えば、保護観察対象者に対し弁償金の振り込み状況が記録された通帳の提示を求めるなど、必要な実態把握を行いつつ、必要な指導を実施しているところ。	◎
124	假谷構成員	保護観察所への出頭は被害者にとって負担である。来庁せず、オンラインでの実施について検討されたい。	163	法務省	意見等聴取制度等において、従来、地方更生保護委員会や加害者に対する保護観察を実施する保護観察所への来庁を求めて実施していた意見、心情等の聴取について、被害者等の利便性の向上のため、令和5年12月から、被害者等の最寄りの保護観察所でのオンラインによる聴取も実施できるよう運用の見直しを行った。	◎
125	假谷構成員	施策番号127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、138、142、146、149、152、157、158、161、165については、引き続き実施されたい。	左記	関係府省庁	御指摘の施策については、必要な検討を行いつつ引き続き実施してまいりたい。	◎

第4 支援等のための体制整備への取組							
要望 番号	構成員	施策の進捗状況に対する意見・評価	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論点	案文 検討
126	伊藤構成員	性被害に対応する「ワンストップ支援センター」のワンストップと、令和6年「取りまとめ」で提案した地方公共団体における「ワンストップ・サービス体制」が混同しやすいので、整理する必要があるのではないかな。	167 168	警察庁	「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」を作成し、公表したほか、様々な研修の機会を通じて、犯罪被害者等支援における「ワンストップ・サービス体制」の理解を図り、性被害に対応する「ワンストップ支援センター」のワンストップとの混同が起きないように理解の促進に取り組んでいる。引き続き、あらゆる機会を通じて犯罪被害者等支援における「ワンストップ・サービス体制」の周知・理解を図っていきたい。		
127	伊藤構成員	「総合的対応窓口」は、被害者支援の窓口であることが判別しにくいので、違う名称にした方がよいのではないかな。	167 168	警察庁	「総合的対応窓口」という名称は、現状では認知度が低く、その機能を十分に発揮できていないなど、犯罪被害者等の相談や問合せの受皿にはなり得ていないとの御意見があると承知している。他方で、犯罪被害者等基本計画策定当初から使用されている名称であり、これまでの広報周知活動により一定の認知度があることから、性急に名称を変更することで、国民や地方公共団体の担当職員等に混乱を招くことも懸念される。 「総合的対応窓口」の名称変更につきましては、設置の方法、周知の在り方等も含め、専門委員等の有識者の御意見も伺いながら、慎重に検討を行ってまいりたい。		
128	假谷構成員	犯罪被害類型別等調査では、地方公共団体の総合対策窓口は、84.4%が知らなかったと答え(p69)、83.6%が利用していない(p71)と回答している。こうした実態を踏まえ、より効果的な広報周知活動が望まれる。	167	警察庁	警察庁において、ポスターや広報グッズを活用するなど広報の充実に努めるとともに、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議や全国8箇所で行う全国犯罪被害者等支援実務者会議を通じて、地域住民に総合的対応窓口や各種制度を周知するよう、地方公共団体に対して要請していく。		◎
129	伊藤構成員	地方公共団体における専門職配置があまり進まない現状分析が必要ではないかな。その分析(進まない要因)を踏まえ、例えば国や都道府県による財政措置等を検討する必要があるのではないかな。	169	警察庁	ワンストップサービスの実現には福祉の視点が重要であることから、警察庁から公益社団法人日本社会福祉士会等の職能団体に対し、ワンストップサービスへの協力等を依頼しており、また、地方公共団体に対しても、これらの職能団体との連携について配慮するよう働き掛けている。引き続き、地方における支援に福祉の知見・ノウハウが活用されるよう努めてまいりたい。	◎	
130	假谷構成員	専門職配置数が2年間で微増に留まっており、地方公共団体に対する働きかけが十分になされているとは言えないため、働きかけについて工夫をするとともに、引き続き実施されたい。	169	警察庁	ワンストップサービスの実現には福祉の視点が重要であることから、警察庁から公益社団法人日本社会福祉士会等の職能団体に対し、ワンストップサービスへの協力等を依頼しており、また、地方公共団体に対しても、これらの職能団体との連携について配慮するよう働き掛けている。引き続き、地方における支援に福祉の知見・ノウハウが活用されるよう努めてまいりたい。	◎	
131	假谷構成員	指定被害者支援要員運用総数が令和3年から令和5年にかけて増加傾向にあるものの、指定被害者支援要員数が令和3年以降増えておらず、むしろ令和5年においては令和3年における人数よりも減っている。適切な指定被害者支援要員数について検討し、不足があれば増員するための工夫を望む。	187	警察庁	警察においては、事件発生直後から犯罪被害者等への支援に努めているところであり、指定被害者支援要員の活用はもとより、事案の状況に応じて必要な支援を行うための体制を構築するなどして、適切な支援に努めている。		
132	假谷構成員	令和3年以降相談・支援制度の実施件数が減少しているため、より一層必要な情報提供等を実施されたい。	197	法務省	令和5年12月に、更生保護における犯罪被害者等施策に関するパンフレットやリーフレットを刷新し、内容を分かりやすいものとしたほか、令和6年5月には、更生保護における犯罪被害者等施策に関する動画を製作し、法務省ウェブサイトに掲載した。さらに、同月に犯罪被害者等からオンラインで相談又は問合せの「受付」ができるよう、法務省ウェブサイト相談受付フォームを設置するなど、犯罪被害者等の制度へのアクセス向上に向けた取組を行った。		◎
133	武構成員	保護司や保護観察官の中には、被害者のことは自らの仕事でないと意識を持っている人がいる。これらの人たちにに対する周知や研修を重ねて実施していただきたい。	198	法務省	令和5年12月に改正された更生保護法において、矯正施設収容中の生活環境の調整、仮釈放等審理、保護観察等の同法の規定によりとる措置は、いずれも被害者等の被害に関する心情やその置かれている状況等を十分考慮して行うことが明記された。 こうした規定も踏まえ、地方更生保護委員会及び保護観察所においては、保護観察対象者の処遇に従事する保護観察官に対し被害者等の心情等の理解に資する研修を実施しているほか、保護司に対しても、同様の研修の機会を設けることなど配慮することとしており、こうした研修を引き続き適切に行ってまいりたい。 また、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援に関する実践的スキルを修得させるための演習等を実施しているところ、被害者担当以外の職員にも当該研修の聴講を案内しているところである。	◎	
134	假谷構成員	日弁連委託援助制度などの現行制度よりも使いやすい制度にしていきたいと思います。 また、担い手となる弁護士確保のために、弁護士費用の金額も現行制度以上で適切なものとしていただきたい。 現状の日弁連委託援助制度は、概ね3〜4時間程度の業務処理量を想定していると思われるが、事案によっては、特に報道機関対応の場合には、通知を送付する報道機関だけで何十社にも及び、想定外の5倍近くの業務を要する事案も存する。業務量に比して適正な金額が算定されるよう求める。	209	法務省	犯罪被害者等支援弁護士制度については、その趣旨を踏まえ、犯罪被害者等に寄り添った利用しやすいものとなるよう協議・検討していく。 また、本制度における弁護士報酬については、 ・本制度の担い手となる弁護士を十分確保できるようにすること ・弁護士が担う業務の内容、事件の困難性等を適切かつ公平に反映したものとする ・弁護士報酬は国民の負担によって支払われることから、国費支出の適正を確保すること等の要請を踏まえ、協議・検討していく。		
135	武構成員	もっと教育関係の人たちに理解をしてもらうように動いてもらいたい。残された兄弟の支援がまだまだされていないように思う。兄弟は、学校に通っていることが多い。以前、学校の先生から、気になったが、どう関わったらいいのかわからなかったと聞いたことがある。何もなしから、犯罪被害者のことを知っていて理解していたら行動しやすいと思う。そして、先生自身が困った時、相談窓口も見つけやすいと思う。学校にスクールカウンセラー等を派遣することもあると思うが、こどもが、そこに足を運ぶにはハードルが高いように思う。専門のカウンセラーに関わるにしても、日常生活でいつも関わっている先生、養護教諭等が時間をかけて話を聞いた後に必要であればカウンセラー等に繋げてほしい。	211	文部科学省	警察庁が作成した犯罪被害者等支援に関する動画(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kouhouyou/kyouzai/shien/index.html)を、文部科学省では、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会や研修等において紹介し、スクールカウンセラー等への周知を依頼している。		◎
136	假谷構成員	問題があった事例の情報提供が行われていない場合、問題事例の共有により施策の実施が改善されると考えられるので、問題事例の情報提供も行うべきである。	217	警察庁	犯罪被害者等への情報提供等については、好事例の紹介のみならず、問題事例についても、各種会議や研修等において、情報共有を行っている。		◎
137	伊藤構成員	自助グループについて、その紹介にとどまらず、一定の活動内容の基準を満たす団体に対してはその運営や財政面での支援を検討してもよいのではないかな。自治体に働きかけるのも1つである。	224	警察庁	自助グループの紹介については引き続き行ってまいり。 警察庁においては、自助グループを運営する早期援助団体に対する財政的支援を行っているところ。		
138	前田構成員	犯罪被害者等が受けたメンタルヘルスに関する支援や治療について、被害者等を受け入れた医療機関に対して調査を行い、実態の把握をするべきである。	231	厚生労働省	厚生労働科学研究(障害者政策総合研究事業)により令和2年度から令和4年度まで実施した「精神保健医療福祉施設におけるトラウマ(心的外傷)への対応の実態把握と指針開発のための研究」において、犯罪被害を含めたあらゆる心的外傷を受けた者に対して、メンタルヘルスクエを行う支援者がどのような対応を実施しているかの実態把握を行いました。		◎
139	假谷構成員	施策番号166、168、170、171、173、175、179-183、186、188-196、198-208、210、213、214、216、218、223-226、228-234、239、240-243、246、248-249については、引き続き実施されたい。	左記	関係府省庁	御指摘の施策については、必要な検討を行いつつ引き続き実施してまいりたい。		◎

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組						
要望 番号	構成員	施策の進捗状況に対する意見・評価	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論文 案文 検討
140	假谷構成員	第5次計画において、犯罪被害者等の人権教育においては、犯罪被害者等基本法の内容及び犯罪被害者の権利についてダイレクトに学習する機会を必ず設けていただきたい。 (理由)人はだれでも生命・身体・自由等の人権を有している。 しかし、ひとたび人が犯罪による被害を受けたとき、被害者はどのような基本的権利を有しているのか、ということになると必ずしも正確な理解を有しているとは限らない。そこで、そのことを直接定めた法である犯罪被害者等基本法の内容をダイレクトに学習することを教育内容に加えていただきたい。	251 252 257	法務省 文部科学省	【法務省】 法務省は、施策番号257の「法教育」を、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育と位置付けており、これは個々の法令の内容等について学習するものではない。 【文部科学省】 各学校において個別の人権課題でどのような内容を扱うかについては、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて、効果的に学習を進めていくこととなる。 文部科学省としては、学校における人権教育の手引きである「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」において、犯罪被害者等の人権に関する指導を行う際の基本的な考え方や観点、関係法令等として犯罪被害者等基本法等を示しているところであり、引き続き当該資料の普及・啓発等を行うことで犯罪被害者等の人権問題を含む、学校における人権教育を推進する。	
141	假谷構成員	都道府県、市町における関係者への広報啓発においては、都道府県議会議員、市町議会議員を対象とした独自の広報啓発の方法を計画し実施すべきである。 (理由)地方における犯罪被害者支援の強化に関する 提言においては、都道府県、市町の自治体が今後極めて重要な役割を果たすこととなる。そのときに、職員だけでなく、住民に責任を負っている自治体議員にも犯罪被害者に関する諸施策の実施について理解をしておいて貰う必要がある。 特に、犯罪被害者支援関係の予算の審議においては普段からの議員の理解が大切である。	259	警察庁	国としては、有限のリソースを効果的に活用するため、社会全般に広く犯罪被害者等支援の必要性が認識されるよう、様々な機会を通じて周知・理解促進を図っているところであり、御指摘のような特定の層を対象とした活動に注力することは困難です。 なお、こうした活動を通じて地方における職員・住民等の理解が促進されることにより、御指摘の都道府県議会議員や市町議会議員に対し、地域の実情に応じた形で各種の働きかけが強化されるものと認識しております。	
142	假谷構成員	第5次計画において、国民への広報活動の施策主体として、地方自治体を加えること、そして地方自治体の犯罪被害者支援施策の内容と住民の利用方法などに関する広報を充実させること (理由)地方自治体が犯罪被害者支援で果たす役割は今後ますます重要となること。また、犯罪被害者が様々な支援施策の利用において直接接するのは地方自治体となる機会が増えることから、自治体が施策の実施主体として広報をし、住民に理解してもらうことが必要不可欠である。	260 269～272	警察庁	基本計画は、政府における犯罪被害者等支援に関する具体的施策を取りまとめたものであることから、地方公共団体をその主体とすることは困難である。 他方、警察庁においては、地方公共団体に対し、各種会議や犯罪被害者週間に合わせて広報啓発活動の実施を要請するなどの働きかけを行っており、地方公共団体においても、講演会、パネル展示、該当キャンペーン等の広報啓発活動が実施されているところ。 地方公共団体におけるこれらの取り組みが一層進むよう引き続き、地方公共団体に対し、働きかけを行ってまいりたい。	◎
143	假谷構成員	様々な広報媒体として、産業界の協力をとりいれること。 (理由)例えば、静岡県では 運送会社が自社のトラックに犯罪被害者支援のラッピングをして運行して下さっている協力や、会社の全ての営業所に犯罪被害者支援の募金箱を置いて広報して下さっている協力などがある。これらは犯罪被害者支援センターからの協力要請によって行われているが、これを直接国から経団連など産業界への協力要請という施策にすれば、より広範に効果的に広報の機会が増えることとなる。	269	警察庁	構成員御意見のとおり、地方においては、地方公共団体、都道府県警察、民間被害者支援団体等が企業等の協力を得て、広報に関する取組を実施しているものと承知している。 警察庁においても、企業等の協力を得て、犯罪被害者週間における集中的な広報啓発活動等を実施している。	◎
144	假谷構成員	諸外国における犯罪被害者等施策の調査研究結果の公表においては、犯罪被害者等への補償額に関する予算、支援諸施策の実施に関する予算などを含めて公表すること。 (理由)基本法に基づく犯罪被害者等基本計画の実施においては、かならずそれに要する予算が必要不可欠である。犯罪被害者等施策推進会議における基本計画進捗状況の評価および次期基本計画の立案においても、予算の検討は必要不可欠である。このことについて、国民に広く理解してもらうことが重要である。	273	警察庁	我が国の犯罪被害者等施策の予算額については、犯罪被害者白書において公表している。 また、財政状況や社会保障等に関わる制度が異なることから、諸外国と一概に比較することはできないが、例えば、令和5年度の「諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関する調査」においては、各国の給付額を公表するなどしており、引き続き、国民の理解を得るための取組を進めていく。	◎
145	假谷構成員	犯罪被害者の実名等公表においては、事前に犯罪被害者及びその家族の意向を確認し、原則として意向を尊重していただきたい。 (理由)事件直後の被害者や家族は、突然事件に巻き込まれ、しかもほとんどの場合詳しい事情はわからないままである。加害者がなぜそのような加害行為に及んだのか。犯罪行為の実態はどのようなことであったのか、ほとんどわからない。警察から簡単な説明を受ける程度である。 ところが、他方犯罪行為の動機や経過などについて被疑者が供述すると、それが一方的に報道されてしまう。 そのため、事件直後の犯罪報道では被疑者供述が中心となることが多い。 そういう状況のなかで、被害者の実名や特定事項が報道され、それが家族の勤務先や、子どもの学校で広く知れ渡った場合、どうなるか。 人権擁護をもっとも重視する報道機関において、そのことを理解できないはずはない。被害者や家族が落ち着きをとりもどしてから、被害者の理解を得て実名等を報道することで報道表現の自由は守られるはずである。	274	警察庁	警察においては、犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利利益、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否やその内容について組織として判断、決定しているところ。警察としては、引き続き、被害者御本人や御遺族等の意向も十分に尊重してタイミングを含む発表の適否やその内容を個別に判断していくこととしたい。	◎
146	和氣構成員	報道機関が被害者等への取材をする際に、被害者支援に関する理解不足のため、二次的被害を与えてしまう例がある。報道機関に対しても被害者支援に関する研修の実施を検討すべき。		警察庁	報道機関に対する研修の実施については、表現の自由を考慮する必要があることから、慎重な検討が必要となる。 なお、被害者支援に関する理解不足が故に起こる二次的被害の防止は重要な課題であり、引き続き、様々な機会や媒体を通じた広報啓発活動等を継続的に行うなどして報道機関を含む国民の理解の増進と配慮・協力の確保に取り組んでまいりたい。	◎

全体						
要望 番号	構成員	施策の進捗状況に対する意見・評価	関連する 現行施策	関係府省庁	現時点での関係府省庁の考え方	論文 案文 検討
147	伊藤構成員	「二次的被害」を「二次被害」に。現在、二次被害を自治体等でも用いることが一般的になっているため。		警察庁	第4次基本計画の検討の際にも、専門委員会等において「二次的被害」の用語変更について議論がなされ、犯罪被害者等基本計画においては、第1次基本計画から継続して「二次的被害」を使用していること、地方公共団体の条例においては「二次的被害」、「二次被害」が等しく用いられているものの、これをもって混乱が生じているわけではないこと等を踏まえると、あえて「二次被害」に変更する理由は乏しいとされたこと。 2つの用語の趣旨、他機関における状況、変更した場合の影響等も考慮し、変更の必要性について検討してまいりたい。	